

全院協ニュース

2012年1月25日発行 No.233.

目次

議長巻頭言 p.2

2011年度 省庁・議員要請、政党要請報告 p.3

文科省要請／財務省要請／政党要請／議員要請／参加者の感想

シリーズ「大学院と大学院生をめぐる現状」

奨学金問題／留学生問題 p.21

院生自治会・院協活動紹介 p.24

北海道大学大学院／首都大学東京大学院／名古屋大学大学院
日本福祉大学大学院／龍谷大学大学院

Coffee Break p.29

研究紹介／全院協運動と「院生規定」

3.10 全国代表者会議のご案内 p.32

編集後記 p.32

全国大学院生協議会 編集・発行

〒186-0004 東京都国立市中2-1 一橋大学院生自治会室気付
TEL・FAX：042-577-5679 ご連絡はE-mailにてお願い致します
E-Mail：zeninkyo-jimu-owner@yahoogroups.jp
ホームページ：http://www.geocities.co.jp/CollegeLife-Cafe/8324/
ブログ：http://www3.atword.jp/zeninkyo/
ゆうちょ銀行口座番号：10160-7666411

議長巻頭言

貧者の生や才能や活動は、金持ちにとって借金返済の保障であることがわかるだろう。別の言い方をすれば、貧者の社会的美德のすべて、社会的活動の内実、存在そのものが、金持ちにとっては、資本や日々の利息の返済の元手となっている。だから貧者の死は債権者には最悪の事態である。それは資本と利息の死である。

——K・ハインリヒ

東日本大震災被災学生への支援の必要性を契機として、文科省の 2012 年度概算要求に、史上はじめて大学等における給付制奨学金の創設が盛り込まれた。全院協は昨年 12 月 1 日に省庁・議員要請行動に取り組み、文科省、財務省、民主党本部および 30 名以上の国会議員に対して、給付制奨学金の実現を何度も主張した。この要求が幅広い大学関係者の共通した願いであることの背景には、現行の奨学金制度への深い失望感がある。

あまり知られていないことだが、1999 年に橋本龍太郎政権が推進した行政改革の中で、奨学金事業原資への財政投融资投入が可能になった。このことによって、日本育英会（現・日本学生支援機構）は年利 0.3%の財投機関債を発行できるようになる。つまり、民間金融機関の融資が奨学金制度を支えるようになったのだ（樫田秀樹「奨学金なのか サラ金なのか」参照、雑誌『世界』2011 年 10 月号所収）。それ以降、有利子奨学金の比率が劇的に増加し、「不良債権」を発生させないために、ブラックリスト化や延滞金制度によって奨学金の回収施策が何重にも強化されてきた。いまや日本の奨学金制度は、金融資本の論理に従属したサラ金と化しており、「貧困ビジネス」との批判を免れえない現状なのである。

こうした貸与型奨学金の問題を解決するものとして給付制奨学金に大きな期待が懸けられたのだが、この期待は民主党と財務省によって簡単に握り潰されてしまった。給付制奨学金は、それとのバスターで提案された「出世払い」奨学金制度という下品な名前の、しかも大学院生を排除した政策にすり替えられ、同時に来年度の大学運営費交付金は（復興特別会計を除けば）過去最高率の削減が予定されて今日に至っている。

大学の絶望は終わらない。奨学金だけの話ではない。基盤的経費削減と対を成す競争的資金配分の重視、産学連携の強化など、すべての大学院生をとりまく問題に同じ論理が貫徹している。世界最高水準の学費を支払い続け、利子付きの奨学金返済を迫られながら、私たちはどこへ向かっているのだろうか。単なる金銭の問題でなく、純粋な知的好奇心や学問的意欲といった大学院生の実存に関わる領域までもが「資本や日々の利息の返済にとっての元手」にすぎないとしても、私たちはその厳格なまでのくだらなさを従順に受け入れるべきなのだろうか。

今年度最終号となる「全院協ニュース」本号は、昨年 12 月の省庁・議員要請行動に参加した大学院生のそれぞれが張る抵抗線の表現である。センスのかけらもない現行の大学院政策に我慢がならず全国から結集した大学院生によって本誌は編集されている。そこに鏝められた言葉と読者一人一人の感性や閉塞感がどこかで響き合い、そこに以前には存在しなかった何か創造されることを願ってやまない。

全国大学院生協議会議長 原民樹

2011 年度 省庁・議員要請、政党要請報告

去る 12 月 1 日（木）、全院協は文部科学省・財務省への省庁要請、文教関係を中心とする議員要請、民主党に対する政党要請をおこないました。前日の戦略会議から当日の要請行動まで、全国から延べ約 40 人の大学院生が参加し、各省庁、議員に切実な実態を訴えました。要請項目は以下の通りです。

要請項目

1. 学費負担の軽減および経済支援の拡充

- ①授業料標準額の減額、および学費の段階的無償化を求めます * **
- ②授業料免除枠などの学費軽減制度の拡大を求めます **
- ③私費外国人留学生学習奨励費給付制度の拡充、宿舍確保など、留学生への生活・経済支援をおこなうことを求めます *

2. 奨学金制度の充実 *

- ①給付制奨学金制度の創設と無利子奨学金採用枠の拡大を求めます **
- ②個人信用情報機関利用、返還猶予期間の上限（5 年）の撤廃と返還免除枠の拡大を求めます

3. 就職状況の改善

- ①公的資金の投入を拡大し、大学教員の増員を行うことを求めます **
- ②大学院生の立場に立ち、大学院における教育と研究の自由を損なわないキャリアパス多様化を進めることを求めます *

4. 国立大学法人運営費交付金、私学助成の拡充

- ①以上の実現のために、基盤的経費の安定的な確保を求めます **

〔議員要請用〕

* 文科省要請で強調した項目

** 財務省要請で強調した項目

以下、要請の記録を掲載し、ご報告に代えさせていただきます。

1. 文科省要請 10:00～10:35 於：文科省

文（司会） それでは、時間が参りましたので要望の会を始めさせていただきます。まず事前にいただいております要望事項について、関係の担当が参っておりますので、まず担当から一括で回答させていただき、残りの時間を質疑応答とさせていただきます。終了は開始から 30 分後の 10 時 35 分までとさせていただきますので、よろしくお願いいたします。それではさっそく 1 番から回答させていただきます。学費負担の軽減、および経済支援の拡充の件で、よろしくお願いいたします。

文 まず私の方から、1 番目の①に関して回答したいと思います。国立大学法人支援課で予算の総括担当をしております。授業料標準額の減額、および学費の段階的な無償化というご要請でございますが、現下の厳しい財政状況、それから、3 月に発生いたしました東日本大震災からの復興財源の確保、それから、昨日も国家戦略会議の方で議論がございましたが、中期財政フレームとよばれております、財政の枠組み、これらの堅持という諸条件を勘案すれば、ただちに授業料標準額の

減額でありますとか、学費の段階的な無償化というのは困難な状況でございます。しかしながら一方で、意欲と能力のある学生さん方の就学機会の確保ということは大変重要な課題であると、われわれも認識しておりまして、平成 22 年度以降、国立大学運営費交付金のなかにおきまして、授業料免除枠の拡大ということを実施してきております。段階的に率の増というものを図っておりまして、24 年度、来年度の概算要求におきましては、学部、それから修士課程におきましては、収容定員の 8.6%の学生さんに対する授業料免除、博士課程におきましては 12.5%の免除枠、人数で申しますと、4.9 万人ということで、金額で 260 億円の概算要求を現在行っているところです。12 月に入りまして、これから予算編成の方、財務省の方との本格的な折衝が本格的に始まっていくわけでございますが、われわれと致しましては、この予算の確保に向けて、最大限努力をしてみたいと考えております。

文 私学助成課で授業料減免を担当しております。私立大学の授業の減免については、意欲や能力のある学生が経済的な理由により進学機会を奪われることのないよう、経済的支援策の充実を図っていくことが重要であると考えております。平成 23 年度予算については、授業料等減免に関して当初予算の 49 億円に加えまして、一次補正予算および三次補正予算で、東日本大震災に被災した学生の就学機会確保のため、47 億円を措置しているところです。平成 24 年度予算につきましては、平成 23 年度教育予算の実施規模、49 億円に加えまして、補正予算の実施規模、47 億円を増額した額として、96 億円を要求しているところです。授業料等減免措置につきましては、継続して予算確保できることが重要であるため、今後とも教育費負担の軽減のために取り組んで参りたいと考えております。以上です。

文（司会） 続きまして、私費外国人留学生についてお願いいたします。

文 私費外国人留学生学習奨励費を担当しております。学習奨励費については、24 年度の概算要求は、危機的な財政状況、および震災の影響を踏まえまして、前年度予算から一割の削減で約 65 億円を要求しているところ

です。政府全体と致しまして、特別枠で復旧復興対策枠が用意されておりまして、ここで被災地域の大学にいらっしゃる留学生への学習奨励費を重点的に支援しようということから、別額で約 10 億円要求しているところで、合計で約 75 億円を要求しておりまして、前年度から約 3 億円増の予算を要求しているところでございます。苦しい財政状況ではございますけれども、われわれとしましては、引き続き予算の増額を求めていると思っております。

文（司会） 続きまして、留学生の宿舎に関してお願いいたします。

文 同じく学生留学生課を担当しております。われわれとしましては、留学生が安心して充実した学生生活を送ることができるよう、宿舎の確保ということを考えております。一つは、独立行政法人の学生支援機構におきまして、各大学が留学生宿舎として民間のアパートとかを借り上げた場合に、必要な経費について支援をするという事業を行っております。もう一つ、JASSO 自身が、全国に 15 館の国際交流会館を所有しておりまして、それを宿舎として利用できるようにしております。二つ目に申し上げました、この会館につきましては、先の事業仕分けで廃止ということでございまして、現在は今年度中、23 年度中いっばいで廃止と、3 月中には売却をしろということになっておりますので、現在その売却について進めているところでございます。われわれとしましては、その留学生の会館が使われなくなるという点を非常に危惧していますので、現在、各大学さんや地方自治体さんの留学生の宿舎としての機能を維持したまま、お使いいただくということを条件として、売却を進めているところでございます。しばらくは、この売却につきまして対応して参りたいというふうに考えております。

文 学生留学生課で日本学生支援機構の奨学金事業を担当しております。2 番の奨学金制度の充実につきまして回答差し上げます。①番の給付制奨学金制度の創設と無利子奨学金採用枠の拡大についてですけれども、報道等ですでご存知かもしれませんが、高等教育段階での給付型奨学金というものを今回初めて要求させていただきまして、その制度設

計等、内部で詰めているところがございますけれども、今後財政当局との調整に向けて努力して参りたいと思います。無利子奨学金の採用につきましては、厳しい財政要求基準枠のなかで、給付型奨学金も要求しつつどこまでのばせるかというところで検討して参りまして、本年度、24 年度概算要求につきましては、9000 人増ということで要求しているところでございます。次に②番でございますが、返還関係の 3 項目ですけれども、結論を申し上げますと、かなり困難な状況でございます。返還金というものが、次の方への奨学金の原資となること、また、そのウェイトが非常に大きくなってまいりまして、こういったことから、返還金の回収促進というものが、今の私どもの重要な課題となっているところでもございます。景気の面でも経済状況であるのは重々承知しているところではございますけれども、こういった背景についてもご理解とご協力をお願いしたい。以上でございます。

文 続きまして、就職状況の改善の①につきまして、ご回答申し上げます。国立大学の場合でいいますと、運営費交付金というものが措置されておりまして、運営費交付金の性格上、人件費・物件費という区分がなく、使途を自由に使ってくださいということでお渡ししているお金ということになっております。ですから、各大学において、どのような人事計画・雇用計画を立てていただくかということは、大学の裁量、経営判断に委ねられている現状でございます。ですので、その意味からすれば、各大学の経営判断によって、大学教員の増員ということは制度上できる仕組みにはなっております。一方で、交付金、予算額の減額でありますとか、制度全体の総人件費の抑制という規制がございまして、例えば外部資金によって雇用するということで、パーマネントの雇用から有期雇用という形へのシフト、それから、常勤職から非常勤職へのシフトというような実態が起こっているという事実は、われわれとしましても認識はしております。そういったなかで、最も大切なのは、冒頭にも申し上げましたように、運営費交付金という予算の確保ということが重要であると考えておりますので、今後必要な予算の確保に向けて努力して参りたいと考えてお

ります。以上です。

文 続いて、振興課より 3 の②について回答させていただきます。研究分野のみならず、産業界や官界などいろんな場面で活躍する、そういった大学院生を育てていくべく、今年度の新規の事業として、博士課程の教育リーディングプログラムというものを実施してございます。あわせて博士課程の学生や修了者の特性や希望に応じたキャリア開発の支援の推進を行っているところでございます。加えまして、大学院の人材養成目的と企業側の評価、認識というものを共有するため、本年 7 月に産学協同人材育成連絡会議というものを産学のリーダーにより立ち上げまして、大学院の輩出する高度人材の養成と活躍の好循環を生んでいく施策の推進にあたって参りたいと思います。将来への見通しをもって大学院で学ぶ環境の整備としても、経済的支援と合わせまして、こういった施策を推進して参りたいと思います。

文 最後に 4 番、運営費交付金と私学助成ということでございますが、繰り返しになりますが、予算の獲得に向けて努力して参りたいということに尽きると思います。24 年度に関しましては、前年度の 1.7%、約 99 億円増の 1 兆 1727 億円を要求しているところでございます。このほか、東日本大震災からの復旧復興対策と致しまして、63 億円を復旧復興対策費として別途要求をしております。これらの予算の確保に向けて、今後財政当局としっかり折衝を重ねて予算の確保に向けて努力していきたいと考えております。

文 続きまして、4 番の私学助成に関して述べさせていただきます。文部科学省と致しましては、私立大学の果たす役割の重要性に鑑み、その経済的負担の軽減を図るため、予算の充実に努めてきております。平成 24 年度予算におきましては、厳しい財政事情のもと、私立大学にも質の高い教育研究活動およびマネジメント改革を支援するため、3145 億円を基礎額として要求しているところです。そのほかに、首相枠の日本再生重点確保要望として 155 億円、復旧復興枠として 75 億円を要求しておりまして、総額では対前年度 165 億円増の 3374 億円を今要求しているところでございます。今後とも高等教育におけ

る私学の果たす重要な役割に鑑みまして、必要な予算の確保に努めて参りたいと考えております。以上です。

文（司会） それでは、ここからは意見交換の時間とさせていただきますので、質疑等ございましたら、よろしくお願いいたします。

(1) 授業料問題

全 全国大学院生協議会の議長をしております。どうぞよろしくお願いいたします。回答のなかで、全体を通して運営費交付金、基盤的経費と私学助成については、予算の拡大に努めるということで、非常に大学院生にとっても希望のある回答が聞けたと、ぜひその方向性で頑張っていたきたいと、全国大学院生協議会の方から応援の声を届けたいと思います。よろしく頑張ってください。その予算の全体枠で出していくと、高等教育予算をできるだけ拡大していくという方向では完全に一致しているのですが、個々の要請項目の論点として挙げさせていただいたこととしましては、認識のずれがあると思うところもありますし、こちらからもっと詳しく伝えたいこともありますので、それ以外のこの論点について、順番に質問をさせていただきたいと思います。

まず、授業料標準額の減額に関しては、今の厳しい財政事情、あるいは、東日本大震災からの復興や、中期財政フレームの問題等々で、すぐには減額するということは難しいということですが、毎年お伝えしていることで、われわれでなくてもすでに社会的な声として出てきていると思いますが、日本の高等教育に関わる学費というのが、世界最高水準であると。そのため、われわれの経済状態は、限界の状態にあり、非常に厳しい生活を日々強いられております。減額は厳しいということですが、これ以上授業料標準額を上げないほしい。それがまず大前提としてあるのですが、その点に関してはいかがでしょうか。

文 授業料標準額に関しては、平成 17 年度以降、値上げはしていない状況にあります。今までは 2 年に 1 度改定を行ってきたのですが、19 年度の予算編成、予算折衝の中で、中期目標期間に関しては、授業料標準額は基本

的にはいじらないという方向で、財政当局と折衝をした結果というのが出ています。今、22 年度から 27 年度までが中期目標期間ということになりますが、その趣旨からすれば、27 年度までは少なくとも文科省の方からは上げるというような意思表示はしない。ただそれは、当然相手のある話で、財政当局との折衝の中で、予算というのは単年度主義ですから毎年度決まっていくということになります。そういった過程のなかでどうなっていくのか、ということまではお約束はできませんが、少なくとも、今申し上げたように、われわれの方から標準額を上げるという姿勢を示すつもりはございません。

全 ありがとうございます。その前提を確認した上で、今の授業料標準額でも、大学院生は非常に苦しい状況に置かれています。私学担当の方からも回答があったのですが、意欲と能力のある学生の進学を妨げないように、授業料の問題については考えていきたいということなのですが、進学を妨げているという現状は、もちろん今もありまして、貧乏で大学に行けないという人は、われわれの知り合いでも枚挙に遑がないですけれども、進学、入口問題だけではなくて、特に大学院で博士課程に上がってから、特に人文社会学系では、博士課程の標準年限は 3 年ですが、3 年で博士論文を書ける人はまずいないんですね。10%台だと、文科省のデータでも出ています。入ってから、研究を長く 5 年、6 年、7 年と続けていく人が、実質、単に図書館と研究室と、単に授業に出ていない状況でも、50 何万円という学費を毎年支払わなければならないと。それで、研究が維持できなくなって、学年を追うごとにバイト漬けになっていくという人もいます。進学してから長い間勉強を続けていく大学院生の問題として、学費が今の額ではあまりにも高すぎるということをまず訴えたいと思います。その意味で、改めて、進学の入入口問題だけではなく、入ってからの問題としても、授業料標準額の減額というのは、非常に重要な問題だということを強調したいと思います。その点に関して、特にオーバードクターの問題がわれわれ大学院生の中でも予断を許さないほど深刻な問題になってきていますので、今回オーバードク

ターの方に実態を話していただきたいと思います。よろしくお願い致します。

全 私は、A 大学で人文系の研究科に所属しており、今年で博士課程 4 年目になります。現在、学費を払うのが非常に苦しいため、休学しています。奨学金は 3 年しかいただけないので、今年は完全にアルバイトだけで何とか生活をやりくりしている状況です。私は病院で夜勤をしているのですが、週に大体 2 回から 3 回夜勤に入って、月に換算すると、120 時間から 150 時間くらい夜勤労働しているわけですね。そのなかで、13 万円くらいいただいでようやく生活できている状況なのですけれども、奨学金も現在もらえていないですし、生活するだけで何とかやっているという状況で、授業料はとて払える状況ではありません。将来的には、何とか博士論文を書いて修了したいと思っていますけれども、その際にも復学して授業料を払わなければ学位がもらえませんから、そのために、現在ぎりぎりの状況のなかで貯金をして、学費を何とかやり繰りしています。こういった状況もいつまで続くのか、先の見えない不安のなかで、非常に苦しい状況です。人文系の就職率は、自然科学系、社会科学系と比較しても非常に悪いのですが、上の先輩たちを見ると、30 代で就職できればよい方で、40 代になってようやく就職する人もいますし、その間就職できなくてドロップアウトしてどこかに行ってしまう人も多いのです。そういった先の見えない不安のなかで、経済的にも非常に苦しい状況です。文科省の方でも、予算の増額を求めて頑張っていたいただいていると思うのですが、そういったわれわれの厳しい実態を踏まえて、施策を進めていただきたいと思っています。

全 今発言していただいた、オーバードクターの厳しい状況というのは、先ほどお渡ししました、われわれが集めたアンケート報告書のなかでも、様々な形で触れられていますので、時間があるときにぜひ読んでいただいて、オーバードクターの問題というの、独立した重要な問題として考えていただきたい。学費に関連してもう一点、段階的無償化については、現在の状況では難しいとのことなのですが、いろんなところでお話聞かれています、国際人権規約 A 規約第 13 条、

高等教育の漸進的無償化を求める国際的な条項ですが、これを承認しているところで、この項目について留保している国は現在日本とルワンダだけです。学費を漸進的に無償化していくということは、世界の趨勢だと思うのですが、この点についてご質問します。

全 B 大学に所属しております。ご質問させていただきたいのですが、日本は、国際人権規約 A 規約 13 条 2 項の、b・c 項、特に授業料の漸進的無償化に留保をしていると思うのですが、これに関して、撤回する意図というものはあるのでしょうか。

文 今回国際人権規約の担当の者がおりませんで、この点につきましては、私の方から担当の者に伝えます。申し訳ございません。

全 わかりました。では、伝えて下さい。学費全般のことに関しても、アンケートの報告書の中に、収入不足で悩んでいると回答している人は、70%に上っています。その原因となっているのが、この世界最高水準の高学費だということは、是非考えていただきたいと思います。

(2) 奨学金問題

全 次に奨学金問題に関してですが、給付制奨学金について、今回初めて概算要求に盛り込まれたということで、ぜひ財務省との交渉を頑張っていたいただきたいと思います。無利子奨学金の枠も今回 9000 人増、拡大の方向で文科省も要求しているということで、われわれの要求とも一致していると思います。ただ、給付制奨学金に関しては、非常に枠が狭く、仮に実現したとしても、今の大学院生が生活感覚として抱いている経済状況からみれば十分な支援制度とならないことが予測されます。

全 ご質問させていただきたいのですが、文科省から出されている概算要求の文書などの中では、大学生 2.1 万人に対し月 5 万円というふうに試算されているのですが、大学院に関してはどのように試算されているのか、という点と、成績基準と言うのが定められると思いますけれども、それについても大学院についてはどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

文 先ほどの回答のなかでも若干触れさせ

ていただきましたけれども、制度設計についてはまだつめている途中ですので、特に大学院生についての基準についてはどうかという形では、今はお応えできる状況ではございません。2.1 万人に月 5 万円ということでございますけれども、概算要求をする以上、何等かの積算というものを作る必要がございます。ただ財力がないということでございます。今の貸与型のもので仮に成績基準をいくつにして、そうするとだいたいこれくらいの人数になる、ということで基をつくったものでございます。規模感としては小さいというところは、同感でございますけれども、初めての要求であるということも踏まえまして、少し慎重になっているというのと、概算要求ということもあるということでございます。

(3) 就職問題

全 最後に、就職問題の一つに、キャリアパス多様化について質問させていただきたいのですが、博士課程リーディングプログラムということでやっておられるのですけれども、特に博士課程を出た人間が、アカデミックポスト、大学教授のポストだけではなくて、産業界へも幅広く就職先が開かれるということは、端的にわれわれとしても生活がかかっておりますから、非常に重要だと考えております。ただそのやり方の問題で、これまでの文科省の 91 年の大学院重点化政策以降の問題というのも、産業界の声に応える形で大学院の入り口を広げて来たのではないかと。その時に、文部省もいろいろな文書を作っておられますけれども、産業構造が高度化していくにつれて、高い専門性と高度な知識をもった人材が社会の中で必要になってくるだろうと。そういう人間が、一般の企業の中で求められて、修士・博士をとった人間がどんどん企業のなかで活躍していくだろうということで、91 年以降、この 20 年間で約 4 倍に大学院生の数を増やしてきたと思いますけれども、現状としましては、博士号を取得した院生、特に人文社会系の院生が、一般企業に就職する道は開かれていないと思います。この大学院重点化政策で起こっている問題で、文科省がどのような総括をしているのかということが見えないままに、同じように産業界の要望に

合わせるように大学院を改造していきますよと、新しいプログラムを作りますよと言われても、われわれとしては不安しかありません。そんなことでわれわれの就職口は本当に確保されるのか、自分たちの自由な研究は妨げられないのかという、懸念の方が多いのです。その点について、コメントいただけますでしょうか。

文 私の方から回答させていただきます。大学院重点化ということで、規模感といたしましては、我が国においても大学院の人数規模を大きくしてきたところでございますけれども、世界的にみますと、わが国の大学院の規模は必ずしも大きいわけではないので、それぞれの大学院生に対する教育の質の向上をして、世界に羽ばたく大学院生を養成していきたいという考えがまず大前提にございます。そのなかで、博士課程教育のリーディングプログラムのなかで、産業界の声を聞きながら、プログラムをつくるであるとか。あるいは、新たに、産学協同人材育成連絡会議をもったという話をいたしましたけれども、それはご指摘のとおり、現在の産業界では博士課程の、産業界の求める人材像、あるいは分野と、実際に博士課程の院生が在籍している分野、あるいはその後ポストドクターとして大学院の中で研究されている方々の分野というのが、ミスマッチしている部分というのでも少なからずありますので、そうした認識を、事業者のなかで、産業界と大学とで実際の認識をお互いに共有した上で、これからのキャリアパスというのを、両者が考えていって、就職していく、こういった好循環をつくるべく、やっていきたいと考えております。

全 そういった対応のなかで博士号をもった人間が産業界のなかで活躍できる場ができればよいのですが、先ほどのオーバードクターの方の発言にもあった通り、基本的には自然科学系中心の話で進んでいます。文科省のデータのなかでも、人文科学系の就職率が非常に悪いということは、データにも出ていますし意識も持たれていると思います。例えば、人文で、哲学研究科で、カント哲学を 10 年間やってきたという人が、産業界のなかでどのように生かされるのかということについて、いかがでしょうか。

文 今の大学院生、特に博士課程の方のニーズというものを、産業界と大学の対話の場を設置したと申しましたけれども、話を聞く限り、やはり産業界の声というのは、そういった分野に関して積極的ではないですね。そういった声が聞こえてきていて、ただ、われわれとしましては、一方で、産業界の方々も、一つの分野だけをやって来た人間というのはやはり使い勝手が悪いけれども、例えば、哲学を基礎として置きながら、他のことも広く教養として持っている人間というのは…、というような言い方をしております。産業界が求めているのは、ある程度の教養の礎の上に自分の専門性を持っている人間、というふうにわれわれは認識しておりますので、そういった体系的な教育を構築していくべくまい進して参りたいと思います。

全 教養、あるいは、人文科学系の能力も産業界で評価されることを強く望んでおりますが、ただ、教養という面で、そもそも変わっていかねばならないのは、産業界の求める人材にわれわれが合わせるというよりも、われわれの経験から高い専門性のある人間は使いにくいと経団連なんかは文書で書いています。いろいろな知識を持った人は、上からの命令に従わず使いにくいと。博士課程、修士課程よりも、学部生ということになっております。そのような閉鎖的な企業文化こそが問題であって、われわれの教養や研究への変革が求められるということは非常に疑問で、むしろ受け入れる側の産業界の問題なのではないか、ということをぜひとも文科省の立場

からは言っていたきたいということと、教養もあり、ベースもあり、産業・ビジネスのなかで力を使えるということが、人類の知の発展の貢献につながるわけではありません。それは、大学の中でしか、産業の利害とはまったく別個であっても、それが知として重要な場合もある。そういうのは、やはり基本的には大学の研究機関としての大学でしか受け入れられません。こういうことを考えると、運営費交付金の話にもなりますけれども、常勤職から非常勤職へ大量に非正規化されていることもわれわれ感じております。これは、運営費交付金、基盤的経費を拡大していただいて大学の専任教員職を広げていただいて、そのアカデミックポストが拡充しない限りは、われわれの今の生活感覚、研究しているときの感覚からすれば、どれだけ産業界との連携を頑張っていたとしても、院生の研究成果が十分に社会的に還元されることもないし、日本の大学院制度が充実していくということも難しいのではないかと、というふうに感じております。

それでは、以上で、われわれの方からの回答を終わらせていただきます。アンケート報告にも詳述していますが、われわれの実態を踏まえて、政策を進めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

文 貴重なご指摘ありがとうございます。それでは時間が参りましたので、今回の要望の会を終了させていただきたいと思います。みなさま、お疲れさまでした。

(記録：名古屋大学大学院)

2. 財務省要請 10:45～11:30 於：財務省

全 全国大学院生協議会と申します。代表して議長から、今年度の財務省に対する要請文と、われわれが実施しました、「大学院生の経済実態に関するアンケート調査報告書」今年度版をお渡ししたいと思います。よろしくお願いします。

財 財務省の方は、2年ほど前、政権が代わって以降、事務方というか、直接の面談ではなくて、基本的には政務三役の大臣、副大臣、政務官がお話をさせていただくというのが

趣旨なのですが、国会もあって、なかなかこの時期というのはなかなか時間的にも合わない方も多くいらっしゃると思います。そこで時間が合わない場合は、事務方ではなく、窓口ということで、われわれ地方課というところで一括して御受けをしているというような形になります。ご質問については関連する部署に回答させていただくという仕組みになっておりますので、申し訳ないですが、窓口としてお話を伺うという形になりますが、

よろしくお願いします。

全 それでは、高等教育予算の担当の方にお伝えいただけるということですね。わかりました。

われわれ全国大学院生協議会は、全国の大学院生協議会、院生自治会からそれぞれ代表を選出し、大学院生の利害を唯一代表するナショナルセンターとして機能しています、全国自治組織です。大学院をめぐる社会的問題はもちろん、大学院生の抱える研究生生活をめぐる問題について、国政レベルでの解決を求めて取り組んでいます。

先にお渡ししましたアンケート調査報告書ですけれども、大学院生の生活に密着して、大学院生が収入不足でどれだけ悩んでいるか、あるいは学費を賄うためにどれだけアルバイトをしているかという問題、また大学の専任教員のポストが限られているために激しい競争があるわけですが、日々不安とストレスを感じ、精神疾患を患っているケースというのも全くめずらしくありません。その他、奨学金の問題、留学生の問題等に関して、アンケート調査を毎年実施し、その結果を文科省と財務省、国会議員の方々にお渡ししています。問題解決のために、ぜひ、財政の部分でもご協力いただきたいということをお願いにあがっています。それでは要請項目について、順に沿ってお話していきたいと思います。

(1) 学費負担の軽減

全 現在国立大学の授業料標準額は 50 万円強ですが、大学院生の場合、親や親戚ではなく、自分で学費を支払っている院生が非常に多いのです。しかし、アルバイトをして毎月の生活費を賄いながら、年間 50 万円強の金額を支払うということは、基本的に不可能です。そのために、奨学金や制度的でない借金、あるいは在学中に休学を組み込んでアルバイトによって次年度の学費を貯める院生もいますし、アルバイトによって研究時間が割かれている、といった状況がアンケートから明らかになっています。また、奨学金負債をみても、数百万円を借り入れている大学院生も非常に多いのです。こうした問題は、世界一最高水準といわれる日本の高学費に起因しています。高等教育の大学院に関する基

盤的経費、運営費交付金、私学助成がわれわれの生活に直結した重要な意義をもっていますので、ぜひとも予算の充実に努めていただきたいというのが、第一点です。

学費を漸進的に下げていくということがわれわれの最大の願いですけれども、今の財政状況の中で難しいということは、文科省でもこれまでずっといわれてきました。そうであれば、今大学院に入り、経済的水準が非常に低い人、独立生計でみても、扶養であっても、この経済水準では十分に研究できないと認定される人には、できる限り全ての人をフォローするように、貧しい人が教育機会を奪われることが無いように、授業料免除という形で貧困な大学院生に対する支援を強化してほしい。これも基盤的経費に関する問題です。この点の予算をぜひとも確保していただきたい。

(2) 奨学金制度の充実

全 次に、奨学金制度の問題ですが、今回、文科省から、初めて給付制奨学金をつくりたいということで概算要求があがっています。これは、われわれの生活実感からしても、長年求めてきたことです。ヨーロッパのように古くから大学制度があるところでは、奨学金が給付であるということは常識の範疇です。奨学金制度は英語ではスカラシップですが、日本の奨学金制度は英語ではローンです。給付制であってこそ、本当の意味で奨学金といえます。本当に勉強したい人が、経済的事情によって、進学や研究を断念することなく、日本の学術の発展に貢献するためには、給付制奨学金が必要です。給付制奨学金制度ができるということは、全国の大学生、大学院生、大学問題に関わっている全ての関係者の願いです。この予算をぜひとも確保していただきたいと思います。

一方で、現実的な問題として、今日本学生支援機構が出している奨学金には無利子と有利子がありますが、比率でみると無利子の方が圧倒的に少ない。教育を受けるためにお金を借りて、それに利子がついてくるということは、先ほどお話ししたように、ヨーロッパではありえないことです。その利子が年々膨らんでいくことによって苦しんでいる大学院生、あるいは大学院を修了した人たちが非常

にたくさんいます。日本学生支援機構の調査でも、返還を滞納している人の 80%以上は年収 300 万円以下であるといわれています。年収 300 万円にも満たない状況で、毎月 3~5 万円の返還は困難です。少ないながらも分割で返還している場合でも、ひたすら利子を払い続けることに追われ、時間が延びることによってさらに借金が膨らんでいくといったような、悲惨な状況に置かれている院生もいます。無利子奨学金制度が日本の奨学金制度の基本的な形となるように、予算の拡大を強く求めます。

(3) 就職状況の改善

全 近年高学歴ワーキングプア、高学歴難民という形でよく問題化されていますが、例えば博士号を取得しても、就職先が無いのでコンビニでアルバイトをしている、家で家事手伝いをしている、という人もいます。博士論文が書ければいいのですけれども、博士論文を書いたとしても、あまりにも就職状況が悪く、精神的にも病んでいく先輩たちの姿をみて、途中で断念してしまう。金銭的な問題が解決したとしても、将来研究を続けていつて何になるのか、ということを常に自問自答しながら、それでも社会的に意味があると信じてやっているわけですが、自分ひとりの信念に支えられるものというのは限界があります。学術の発展に貢献しようとする人の可能性を最大限に発揮できる社会的、制度的保障が必要です。大学予算、人件費が削減されるために、大学教員を常勤職から非常勤へ置換する流れが 90 年代以降非常に強くなっています。けれども、アンケートでも明らかになっていますが、非常勤講師の給料は非常に低く、安定して研究を続けていくことは不可能です。高度な専門知識をもった人間がその専門性を十分生かせるようにするためには、大学専任教員のポストを拡大していただいて、大学予算を増加するしかありません。

(4) 運営費交付金、私学助成の拡充

全 以上の問題に、全て関連するのは 4 番の基盤的経費の拡大です。予算が充実されない限り、今紹介した問題は根本的に解決され

ません。この点の予算の確保を強く求めたいと思います。それでは、全国から大学院生が来ていますので、順番に発言をお願いします。

全 私は現在博士課程の 2 年に在籍しています。先ほど奨学金の問題がありましたけれども、私は学部生の時、最初 10 万円を借りたのですが、大学院に進学したいと思ったときに、大学院進学後のことを考えると貸与額が膨らむので、3 年生から 5 万円に減らして、ぎりぎりの生活をしていました。博士課程でも借りているのですが、3 年まで借りると貸与総額が 1000 万円になるのです。1000 万円を返還する時には、学部と修士課程、それぞれの返済額を 3 つ同時に返していくことになります。月々の返済額は 5 万円位になりますが、博士号をとっても、私は人文系なのですが、人文系で就職できない人というのは 7 割に上っています。就職も決まらずに月々 5 万円の返済を求められるというのは、私としてはどうしたらいいのかという状況です。逆に言えば、博士課程に進学するときに、それだけのリスクを背負ってそれでも研究する決意をするということは、私にとっては非常にネックでした。また、いくら優秀で、研究者としての才能のある後輩がいても、1000 万円という借金を背負っている自分にとって、とても薦められません。経済的に苦しい院生ならなおさらです。こうした状況は日本の学術の発展にとっても損失だと思います。先ほどありましたように、今回文科省から給付制の奨学金制度が提案されていますが、ぜひ財務省の方でも、文科省の一步前進した提案をくみ取っていただいて、創設のために予算を配置していただければと思います。

全 私はいま D1 ですが、1991 年以降博士課程が 4 倍に増やされてきましたが、就職できる場が、大学にも企業にもない状態です。何のために、それだけ多くの博士号取得者をつくってきたのでしょうか。博士号をとること自体が、大きな経済的リスクを背負っていますし、そもそもなぜ政策的にそのようなことを行ってきたのでしょうか。最初から博士課程に入る道を狭くしていたら、路頭に迷う人も出てこなかったはずですが、国はどのような認識でおられるのでしょうか。現在でも博士号を増やす政策は変わっておらず、この

ような現状を踏まえた上で政策をつくっていくことを求めたいと思います。

全 私は院生ではなく学部 1 年生ですが、私の周りにはいくつもアルバイトをかけもちしながら、厳しい大学生活を送っている友達が何人もいます。貸与制奨学金を返済するために、今からためている人もいれば、返済できるか不安なので、奨学金を借りずに学費をまかなっている人もいます。あるいは家の経済状況が厳しくて、仕送りをもらわずに週に何回もアルバイトをして生活費を自分で稼いでいる人もいます。勉強もままならず、あるべき大学生活を送れていないような人がたくさんいます。院生の皆さんの話を聞いていると、学部でさえ厳しい状況なのに、研究を深めたいなどと思ったときに、大学院に進学するという選択肢が経済面から閉ざされてしまっているのを感じます。経済的に苦しいから、進学の道を諦めざるをえないというのは、国の発展を考えた上であってはならないですし、文科省が要求している給付制奨学金をぜひ実現してほしいです。財源の確保をよろしくお願いいたします。

全 修士・博士を出て就職できない人はたくさんいますが、文科省が出している試算では、1 人の院生が博士号をとるまで育てるのに、税金が約 3,300 万円つぎこまれているといます。しかしこれだけの国の資金がつぎこまれた高い知識と専門性をもった人が、コンビニやガソリンスタンドでアルバイトをしています。これは単純に経済的な計算をしてみても、非常に重大な社会的損失になっていると思います。予算全体の話をするれば、OECD 平均の高等教育予算の GDP 比は 1% であるのに対し、日本は 0.5% にすぎません。メキシコやイタリアのような深刻な財政状況

にある国以下の水準といえます。日本は高等教育予算に関しては、「発展途上国」だと思います。世界第三位の経済規模をもつ国が、OECD の中で下から 2、3 つ目の予算規模しかありません。日本の学術発展やわれわれ一人一人の人生のためにも、予算の安定的確保をお願いいたします。

全 去年こちらに要請した際には窓口の方に対応してもらったのですが、私たちとしては、全員でこちらに伺って要請を行いたかったこともありますので、ぜひ要請についての財務省側の返答をいただきたいと思います。

財 現在は予算編成作業中なので、日々変わるような状況の中で途中での回答をしても、回答として不適切なものになってしまいます。また回答してほしいという要望自体は、関係部署に伝えることができますが、どのような回答ができるかまでは、いまの私たちには返答しかねるところがあります。全員で来ていただくことは構わなかったのですが、回答するのが昨年と同じ場所なので、昨年より多い人数が入れるかが不安だという旨をお伝えした次第です。今お聞きした声はまとめて伝えさせていただきます。

全 いまこちらから伝えた声は、担当の方に伝えて頂いて、流動的な予算編成に是非とも反映させていただきたいと思います。ただ回答に関しては、今年度に限る問題ではないので、担当者がどのような考えをおもちであるのか、今年度の予算編成が終わってから、郵送でも結構ですのでお聞かせいただきたいと思います。

財 いま回答をお約束するものではありませんが、その旨は伝えます。

全 よろしく申し上げます。今日はありがとうございました。



3. 政党要請 14:30～14:50 於：国会控室

政党要請では、民主党の金子健一議員（企業団体対策委員会副委員長）と直接面会し、アンケート報告書をもとに実態を訴えることができました。

はじめに全国大学院生協議会を代表し、議長より要請趣旨を訴え、以下のようにご回答をいただきました。あわせて参加した大学院生の感想を紹介します。

民 今、議長から、高等教育に関して国が支援しなければいけないというお話を承りました。お話ししていただいているように、国の予算も限られている中で、教育にかかる支援がこれからの日本の根幹を支えることにつながるという考えは、当然私たちのほうでも持っています。文科省としても、自民党の政権の時の構造改革がそのまま引き継がれていて、高等教育、いわゆる大学、大学院にいかれる方々が、家族も含めて経済的な負担が大変強くなってしまっていて、いわゆる少子高齢化ではありませんけれども、結婚して子どもを産んで育てるにしても、大変な費用がかかるからということで、なかなか結婚して子どもを産むというところまで、若い人たちがいかない。これは経済状況がその原因の一つになっているという風に私たちは考えています。これを大学、大学院までどうやって持っていくかという点については、今後また議論しなければいけないことです。

奨学金制度については、おっしゃる通りでして、私の同期でも、奨学金制度を在学中利用して、国会議員をやりながらまだ返還している人間はいくらでもいます。そういった状況の中で、これは返すことで、自分たちの納税だといっていますけど、ただそれを借りるためにみなさん苦勞されているということも、よく理解しているつもりです。今日ここですべて明確な答えをできなくて申し訳ないのですけども、私たち民主党としましても、高等教育については、きちんとした支援をしようということは基本的に持っていますので、今年度予算も大変厳しいなかで、どうしても災害の復旧・復興にかかってしまう。文科省の予算としても、ある分の予算削減がある中で、人づくり、モノづくりに関しては、ご存じだと思いますけれども、24年度予算は昨年度比増額をして要求をさせていただいているところもあります。これは、小学校・中学校 35 人

学級もそうですけど、ひとつひとつ、子どもさんが、皆さんもそうですけど、生活をして、安心して学べる環境をつくらないと、様々な問題の解決にならないというのは、私たちも考えていることですので、これは重く受け止めてさせていただいて、幹事長室、幹事長に必ずお届けさせていただきます。ご存知のように幹事長も教育関係にいた人間ですので、いろいろ議論させていただいて、一つでも答えがえられるような方向で進めていきたいと思えます。また、文科省等々に十分話をするように、幹事長室のほうに報告させていただきます。財源のほうがあつて、財務省が厳しい回答をすると思いますけれども、文科省のほうに予算確保に頑張るよう指示しておきます。今、こういった災害の時期ですので、ある部分、国民で分かち合って負担をしなければいけないというのは、皆さんもご理解いただけたらと思うのですが、そのことと、日本の根幹にかかわる人づくり、皆さんと同じように人材育成は急務だと思っています。これについても、議論をすすめ、この方向で最大限努力させていただきます。それではみなさんのほうからご意見ありましたら。

全 私は A 大学から参りました。先だって市長が変わりまして、ひょっとすると財源的な問題から、学費のほうも値上がりするのではないかという話も出ております。その際に、もし、国の基準、いわゆる標準額が減額どころか、増額のほうに向かったりするような流れになった場合、一気にその流れになってしまいう可能性もありますので、その意味でも、やはり A 市だけが一気に上げるということのないように、国のほうで減額の方角にすすめていただけたらと思います。非常に厳しい財源のなかだとは思いますが、よろしく願います。

民 今のお話は承っておきます。

全 B 大学から参りました。国のほうが、

ドクターを増やすという政策を 99 年からどんどん進めていったことで、当然博士課程に進む院生というのは増加したわけですが、当然就学にかかる時間が長くなるわけですから、生活は厳しくなるわけです。しかし国がそういう風に進めていった結果、そういった状態になっているにもかかわらず、個人でそういう厳しい研究の道を選んだのだから、自己責任であるという議論も、何のために国は博士課程に進む人間を増やしたのかと。多くの院生は、博士課程に進んでもお金がないために、研究時間を削ってアルバイトに時間を使っています。国は研究をする人間を増やしたかったのではないかと。研究成果を国の発展のために使いたかったからなのではないかと。ですから、これだけ博士課程の人間を増やしてしまった以上、なんとか支援していかなければ、その人たちは研究もできませんし、また博士号を取得してもどこにも働く場がないのです。大学院に進学した人たちは、本当に経済的に厳しい状況になっていますし、対策が求められています。国としては支援をぜひともお願いします。

民 ドクターの資格をとって、そのまま何も使えずに国会議員になったものもいますけ

ど、それはある程度、企業がどう採用するかという問題になってきますし、日本は優秀な人材が限りなく欲しい。しかし専門職をとる企業がなかなか少ないのも事実です。私の友人も海外で研究して、向こうのほうがいいという方もいらっしゃる。日本の人材が海外に流出していることは私たちも認識しています。しかし、これを企業で採用しろとか、たとえば弁護士のように、ある分、急増していったとしても、限界があると思います。私たちとしては、企業が優秀な人材をとれるような経済をつくらなければいけないというのも一つの手だと思います。一朝一夕に答えは出ませんけれども。

全 大学院に進んでいる院生というのは、経済状態は厳しいわけで、博士課程になると 20 代後半とかになってくるのですけれども、非常に経済状態が厳しいために、院生が結婚したり、子どもを産んだりということは考えられないですね。経済状況が厳しいために、子どもを産むのを諦めるというのは、院生のなかでも非常に多い話ですので、その問題とも関連して、よろしくお願いします。

(記録：大阪市立大学大学院)

■ 参加者の感想

文部科学省要請、財務省要請ののち午後から民主党要請のため、国会議事堂に向かう。初めて経験する要請活動に緊張続きの状態であったが、民主党要請で訪れた国会議事堂の一室に案内されたときは、緊張感がさらに高まった。

民主党要請の担当者は、金子健一議員（企業団体対策委員会副委員長）である。千葉県選出の民主党衆議院議員である金子議員は、農業振興による地域活性化などを政策として掲げる議員であり、第一印象として穏やかな人柄であると感じた。名刺交換ならびに要請趣旨を述べたのち、代表者による民主党への要請が口述された。主たる内容としては、学費無償化、授業料減免枠の拡大、留学生への経済的支援の拡充、博士課程院生に対する就職支援、大学運営費交付金の増額である。代表者をはじめ、全国から参加した大学院生が、アンケート結果や自らの体験を交え、切実に院生の窮状を金子議員に訴えた。各発言者が、大学院生を代表して、その代弁者として堂々と議員に発言し、金子議員も終始真剣な表情で話を聞いていた。

全院協の要請に対する金子議員の回答は、十分に私たちの訴えを踏まえた前向きなものであった。ただ、その回答は、高等教育支援だけに予算を拡充することはできず、その他の項目に対する優先度を十二分に検討、議論する必要があるとの結論であった。この回答に対して、要請活動に参加する以前の私であれば、「上手にかわされた」と感じるかもしれない。ただ、政策決定者に対して、大学院生の現状を報告し、問題点を認識してもらい、重要検討事項として思慮してもらうために、地道に要請活動を積み上げていくことは欠かせない作業である。そして、その際には、大学院生の現実を知る、院生自身の発言が一層重要であると感じる。

(大阪市立大学大学院)

4. 議員要請 10:45～16:00 於：各議員会館

衆議院議員			参議院議員		
議員名		対応	議員名		対応
民主党	石井 登志郎	△	民主党	大塚 耕平	△
	石毛 えい子	△		尾立 もとゆき	△
	笹木 竜三	×		桜井 充	△
	杉本 かずみ	△		鈴木 寛	△
	瑞慶覧 長敏	—		那谷屋 正義	△
	高井 美穂	△		藤田 幸久	×
	中林 美恵子	△		藤谷 光信	△
	中屋 大介	△	自民党	熊谷 大	△
	松崎 哲久	△		佐藤 ゆかり	△
自民党	あべ 俊子	△		義家 弘介	△
	下村 博文	×		野上 浩太郎	△
	馳 浩	△	公明党	荒木 清寛	△
公明党	池坊 保子	△	みんなの党	川田 龍平	△
共産党	宮本 岳志	○		柴田 巧	△
	佐々木 憲昭	○		中西 健治	△
社民党	服部 良一	△	共産党	大門 実紀史	△
みんなの党	山内 康一	×	国民新党	自見 庄三郎	△
無所属	城内 実	△／○			

*○：議員対応、△：秘書対応、×：資料の受け渡しのみ、—：要請できず

1 班 *財務省委請、政党委請は 1 班が担当

■あべ俊子（自民・衆・文部科学委員）

秘書の玄関対応。アンケート報告書を渡し、こちらから数分間の要請趣旨説明のあと、追い払うような態度で終了。

■石井登志郎（民主・衆・文部科学委員）

秘書の玄関対応。アンケート報告書をわたし、こちらから数分間、要請趣旨の説明をする。共感も否定もせず、大したコメントもなく終了。

■鈴木寛（民主・参・文教委員）

秘書の玄関対応。来客が殺到しているようで慌ただしく対応される。時間が合えば中でゆっくり話を聞きたかったとのこと。全院協の要請趣旨には大いに賛同してくれ、日本の高等教育の問題点をいろいろと指摘していた。鈴木議員自身、高等教育問題の改善にこれまで相当な尽力をしてきたよう。アンケート報告書を政策立案の参考にするとのこと。

■自見庄三郎（国民新党・参・文教委員）

最初は秘書の玄関対応だったが、班員の粘りにより、秘書の応接室対応へ。自見議員は郵政・金融担

当になったため、文教関係の仕事のウェイトは下がっているとのこと。大学院の実情・大学院政策の問題点には一定の理解を示してくれた。こちらの班員全員が順番に意見を伝えた。感触は悪くなかったが、自見議員は文教関係にあまりタッチしていないので、前原議員、亀井あき子議員に要請に行くとう有効だろうとの提案を受けた。

■全体を通して

1 人も議員本人対応がなかったことは残念。この時期に議員とじっくり議論する時間をつくることはかなり難しいという実感。また 1 班が訪問した議員はすべて文教関係の議員だったが、文教関係だからといって、全院協からの訴えを真面目に聞くとはいえない。あべ議員秘書、石井議員秘書の対応はかなり素っ気なかった。感覚的に民主党要請が一番効果があったように思う。できれば主要政党には要請を申込み、きちんと議員対応で話を聞いてもらうように来年度からするべきかもしれない。財務省に関しても陳情窓口対応とはいえ、45 分間こちらから説明と訴えをすることができたので、実際的影響は未知

数だが、来年度も継続したほうがよい。

(班長：一橋大学大学院)

2 班

私たちの班は、笹木竜三議員（民主党）、宮本岳志議員（共産党）、下村博文議員（自民党）、那谷屋正義議員（民主党）、熊谷大議員（自民党）、大塚耕平議員（民主党）、藤田幸久議員（民主党）の 7 名の議員に要請を行いました。本人に対して要請を行うことができたのは宮本議員だけでした。宮本議員は、事務所内の会議室で時間をかけて班のメンバー全員の話の一つずつ丁寧に聞いてくれ、また理解を示してくれたという印象を受けました。また宮本議員自身も、高等教育予算の問題について国会で取り上げるなど活動をしており、要請に行った時期には給付制奨学金の実現のために奨学金制度について勉強しているとのことでした。那谷屋議員は、秘書対応ではありましたが、議員が教育問題にかなり強い関心を持っているということもあり、話を聞いてくれた秘書も院生の現状について一定の理解を示してくれました。

大塚議員の事務所は秘書が対応してくれましたが、ほとんど反応を示さずこちらの話を一方的に聞くだけでした。笹木議員、下村議員、藤田議員は忙しいとのことで秘書に資料を渡すだけで、実態を伝えることができませんでした。

熊谷議員の事務所では、中に入れていただき秘書に実態を伝えることができました。しかし話を聞いてくれた秘書は大学院の問題について知識も関心もあまり持っていないという印象を受けました。また特に問題だと思ったのは、話の最後に、「大学生や院生で要請を行いに来る者があまりにも多いので、もっとまとめて要請に来て欲しい」という趣旨のことを言われたことでした。多様な団体が多様な要求を持って国会議員に陳情を行うことはそれぞれの団体に当然の権利であるし、全院協のように院生の実態を広く把握したうえでその要求実現を目指して要請を行っている団体は他におそらく存在しないにもかかわらず、そのような言い方をされたことは大変残念でした。

(班長：東京大学大学院)

3 班

■馳浩（自民党、衆）

秘書対応でしたが、終始丁寧に話を聞いていただき、学費問題、就職・OD 問題について訴えると

共感し「がんばってください」と応援いただきました。

■佐藤ゆかり（自民党、参）

秘書対応でしたが、修士院生が留学生問題や就職問題について訴え、疑問のあるところは質問していただき、関心をもって聴いてくれました。

■桜井充（民主党、参）

秘書対応でしたが、秘書の方が東北・理系の大学院を修了された方で、訴えに非常に共感され、部屋に通していただき、かなり長い間お話を聴いていただきました。アンケート報告書にも目を通していただきながら、班員全員が将来の就職状況への不安、学費・奨学金問題、留学生問題等について訴えると、うなずきながら「自分も苦勞したので理解できる」と共感的に傾聴されました。桜井議員は財政委員会で教育予算の拡充に貢献された方なので、引き続き頑張りますという回答をいただきました。

■瑞慶覧長敏（民主党、衆）

お部屋にいらっしゃらず、伺うことができませんでした。

■藤谷光信（民主党、参）

2 人の秘書の方が対応されました。議員が高校の私学助成拡充に取り組んでいらっしゃり、教育が重要であることは理解しているということ、また文科省から給付制奨学金が提案されているが、震災がきっかけとはいえ漸進的に政策を進めていく必要があり、急進的に大学院生まで給付制を適用することは困難であるというお答えがありました。

■佐々木憲昭（共産党、衆）

議員が対応されました。ご自分も大阪市立大学大学院の博士課程を修了されていること、当時は無利子奨学金がほとんどで、返済の対応にも余裕があったこと。またご子息が有期の助手をなさっているそうですが、昔なら助手になればそのままテニユアになっていたけれども、今は安定した職が無いこと、給付制奨学金は被災地支援だけではなく対象を拡大した方がいいというお答えがありました。予定の 30 分を少し超えましたが、班員全員の訴えを丁寧に傾聴していただきました。

(班長：龍谷大学大学院)

4 班

■松崎哲久（民主、衆）

部屋の入り口で秘書対応。返済のことを考えると奨学金は恐くて借りられないという話や、下宿をせず自宅通いで片道 2 時間半かかるという話をしたと

ころ、比較的親身になって聞いて頂けた。ただ相手からの具体的な話は何も聞くことはできなかった。

■高井美穂（民主、衆）

部屋の入り口で秘書対応。要請項目を 1 つ 1 つ説明。話はうなずいて聞いてくれたが、海外への渡航支援をがんばっているなど、すれ違った政策の話が多かった。

■大門実紀史（共産、参）

対応は秘書の方がしてくれた。秘書の方が、過去の全院協のメンバーだったようで、応接室での対応をしてくれた。反応としては、とてもよく、過去に院生だったということもあり、学費の問題やキャリアパスに関して、理解を示して頂けた。最後に全面的に全院協の主張に共感してもらえ、尽力して頂けるということだった。

■柴田巧（みんな、参）

対応は秘書の方がしてくれた。「時間がない」ということを伝えられての説明だったので、OD についての一点のみ重視して伝えた。かなり形式的なやりとりで終始してしまったのは残念。

■荒木清寛（公明、参）

対応は秘書の方がしてくれた。荒木議員ご自身が財政問題に対応されている方だったので、オーバードクター問題をはじめとした現在の大学院の窮状の改善への尽力をお願いした。秘書の方ご自身も大学院修了者で、前向きに検討していただくよう伝えてくださるとのことだった。

■杉本かずみ（民主、衆）

対応は秘書の方がしてくれた。事前にお渡しした要請文に関しては特にコメントを頂いていないとのことだった。基本的な説明をしたが、「はい」とうなずくのみでの対応だった。あまり誠実さを感じず、今の議員の意識を感じた。

■全体を通して

班長を除く参加者全員が、議員要請初参加だったので、うまく要請できるか不安な点もあったが、全員が発言する機会をもて、自分の主張を伝えることができていたので、いい要請だったように思う。全員が秘書対応だったが、野党の一部の方はかなり親身になって聞いてくださった。比較的早く終わったので、院生同士の交流する機会ももつことができ、大学を超えて親交を深めることもできた。

（班長：関西学院大学大学院）

5 班

全て秘書対応、殆どが反応無し（頷くのみ）。大学

院生が身近にいたり、自身が大学院修了者である場合は、こちらの話に理解を示してくれた。

□池坊保子（公明党 衆議院 文科省）

資料を渡すのみ

□義家弘介（自民 参議院 文科省）

資料を渡し、アンケートを基に話すが反応なし

□中西健治（みんな 参議院 財務省）

資料を渡し、アンケートを基に話すが反応なし

□尾立もとゆき（民主 参議院 財務省）

資料を渡しアンケートを基に話すが殆ど反応なし。唯一反応があったのが、大学院生の経済実態改善（給付奨学金の確保等）について。高齢者の方などにも財源を回す必要があると言っていた。

□中屋大介（民主党 衆議院 文科省）

中央大学の院生による OD の実態報告（博士論文を書き上げるのに最低五年はかかり収入が殆どないという博士課程在籍者の実態と奨学金の制度の矛盾について）。秘書の知り合いに非常勤講師の知り合いがいたため、非常勤講師の年収の低さや過酷な労働環境について理解を示してくれた。

□服部良一（社民 衆議院 文科省）

首都大の院生によるアルバイトの過酷さの報告（博士課程進学希望のため学費、生活費を稼ぐ必要があるが、12 時間労働を週四日こなすというハードワーク。嘱託職員であるが給料が少なすぎる）。秘書が大学院修了者であった。奨学金を現在返済中であり、返還猶予も受けていたため、無利子奨学金の重要性について大変共感してくれた。また無利子奨学金の枠が少なく、秘書自身も無利子奨学金を得られない可能性があった際には、大変困惑したと言っていた。

（班長：中央大学大学院）

6 班

①中林美恵子（民主党・衆・財務金融委員会）

20 分程度、応接室で秘書の方とお話することができました。司法修習生の給付金廃止問題などはご存じで、日本の高等教育政策に問題があることは認識しておられました。しかし、大学院における問題についての認識は低く、奨学金や就職の問題についてこちらから尋ねてみても、わからない、知らない、といった対応でした。

②城内実（国益と国民の生活を守る会・衆・文部科学委員会）

こちらも 20 分程度、応接室で秘書の方とお話することができました。議員室の入口で資料を渡すだ

けの対応になりそうでしたが、「5 分だけでも話を聞いてほしい」とお願いしたところ、中に入ることができました。途中、秘書の方が席を外されたときには議員の方が代わりに話を聞いてくださり、「新自由主義政策が進んでいる」という問題を指摘し、大学院の問題に理解を示してくださりました。秘書の方は大学院を修了されており、我々の抱える問題をよくご存知で、率直な意見を述べてくださりました。我々の班のなかでは最も有意義な意見交換の場となり、「院生の自助努力が足りない」などの批判に対してどう対応していくのかといった課題も明らかになりました。

③石毛えい子（民主党・衆・文部科学委員会委員長）

15 分程度、議員室の入口で秘書の方とお話しました。中に入ることとはできませんでした。秘書の方の親戚に大学院に進学する方がいらっしゃるということでしたが、その方は理系らしく、進学は民間企業への就職を前提にしたものでした。そのため、研究職を目指して大学院に進む院生の問題については認識が低く、われわれの意見を十分に理解していただけませんでした。ただ、大学院生のなかでも研究職を目指す者と民間への就職を目指す者では抱える問題が変わってくることにどう考えるのかということがわれわれの方ではっきりしていなかったことも理解が得られない原因でした。

④川田龍平（みんなの党・参）

15 分程度、応接室で秘書の方とお話することができました。こちらの話を丁寧に聞いてくださり、問題について共感を示してくれました。議員の方が障がいを抱える方々の問題などを中心に活動しているため、そういう方々とわれわれ大学院生を比較し、より困窮している方を助けなければならないといった率直な意見もきかせてくれました。そういう方々の問題と大学院生の問題を比較することは難しいのではと感じましたが、こうした意見に対してわれわれはどう答えるのかといった課題が明らかになったように思います。秘書の方からは、また、議員との

つながりを積極的につくるようにアドバイスをいただきました。

⑤野上浩太郎（自民党・参・文教科学委員会）

10 分程度、議員室の中で秘書の方とお話することができました。大学院問題の内容やわれわれの要請内容についてはあまり話が盛り上がりず、秘書の方からはよりわかりやすい要請文をつくってほしいとアドバイスをいただきました。要請文、アンケート報告書、全院協ニュースを資料として秘書の方に手渡しましたが、資料の数が多く、すぐに理解できるような形で大学院問題とわれわれの要求を提示できなかったのは反省点でした。

⑥山内康一（みんなの党・衆）

川田龍平議員の秘書の方に、みんなの党で大学の問題を扱っているのは山内康一議員であり、アポイントメントがなくても会えるかもしれないことを教えていただき、急きょ、要請に行くことになりました。ただ、やはりアポイントメントをとっていなかったため、他の来客の対応もあって、資料を議員室のポストに投函するのみにになりました。

全体を通して次の三つのことを感じました。一つは、国会議員の方々に大学院に問題があることをしっかりと認識させていかなければならないことです。大学院出身の秘書の方と話が盛り上がる場面もありましたが、全体として秘書の方々の問題関心は低かったです。もうひとつは、そのためにもより宣伝効果の高い要請戦略を考えることです。要請文の不備を指摘される場面などがありましたが、議員、秘書の方に強い印象を与えられる活動をしていかなければなりません。最後に、批判にどう答えるのかということもしっかりと考えておく必要があることです。秘書の方からさまざまな意見をいただきましたが、そのなかにはわれわれがまだ十分に議論していないものがあり、そういうものを一つ一つ無くしていければと思います。

（班長：一橋大学大学院）

5. 参加者の感想

◆ 早稲田大学大学院修士課程 1 年

私は本年度に初めて全院協の要請行動に参加しました。全院協への参加者は様々な大学院・学年・研究科に属しており、自分の研究科だけでは知り得ない考え方や実態、悩みなどを共有することができました。要請行動の当日は各班に分かれ、数十人の国会議員への要請に向かいました。その際には、全国規模の集計に基づいて作成された「大学院生の経済実態に関するア

ンケート調査報告書」を提供し、これに従って説明を行いました。実際の要請では、私が属した班を含め、議員自身ではなく、その秘書が担当することが多く、国政に携わる人に大学院生の声を直接届ける機会が少なかったことは残念に感じます。ただ、秘書の中でも非常に親切に対応くださる方もおり、特に大学院生の生活を経験されている場合には、我々の説明を親身に聞いて下さいました。この要請行動全体を通して感じた点を以下 2 点ほど述べます。

第 1 に、全院協の活動の内容は議員要請を含めて多岐に渡るものですが、大学院生が意見を訴える際の窓口となっている点において非常に重要であると感じました。私が全院協の活動を知ったのは本年度の後期からですが、中心的な役割を担っている事務局の皆様は年度を通じて活動しており、アンケートの作成や要請行動に向けた調整を行っていました。その成果が要請行動の当日に表れると考えると、個人的にも身の引き締まる思いでした。国政に携わる人々の注意を大学院生の実態に向けるためにも、この活動が継続し、さらに発展していくことを切に願います。

第 2 に、要請行動の戦略を充実させていくべきであると感じました。アンケートの内容は充実しており、大学院生の生の声を抽出していることは重要視されるべきであると考えます。一方で、個人の意見に基づいたアンケートそれ自体は「個別的」な情報としての域を出ず、またその内容は大学院生の困窮する経済状態という「消極的」な情報が多くなるために、「一般的」に広い政策分野を扱い、国益を追求するために「積極的」な分野を重視する国政に対する訴えとしては軽視されてしまうのではないかと感じました。その具体的な表れとして、全体の反省の中で、実際の要請行動に対応した秘書から「高等教育に関する政策と、たとえば障害者・高齢者に関する政策を比較して、なぜ前者が後者よりも重要視されるべきであるのか」という旨の指摘を受けたという報告がありました。この指摘が象徴するように、国政に携わる方々に声を届ける際には、「大学院生はこれほど苦しんでいるんだ」という「個別的」・「消極的」な観点からだけでなく、「大学院の状況の改善はこれほど国益に資するのだ」という、より「一般的」・「積極的」な観点を加えたうえで情報を作成し、伝達していく必要があると考えます。

感想は以上になりますが、事務局の皆様を始め、多くの参加者の皆様にご教示いただきながら、当日の要請行動を体験することができました。心から感謝致します。ありがとうございました。

◆ 神戸大学大学院修士課程 1 年

「要請行動に参加しないか？」11 月中旬、院生協議会のあるメンバーにこの話をもらった時、私はすぐに返事を返すことはできなかった。授業や研究が忙しいというよりも、私が参加していいのか、と思った。11 月下旬までには返事をしなければ、と心の中で思っていたが、中々決心することができない。そんな時、話を頂いた際にもらった冊子を読んだ。そこにはスカイプ会議で、それぞれの参加者が大学院の学費問題や学業上の悩みを打ち明けていた。

私が通う大学院でも奨学金の話をしている光景をたまに見ることがあった。特に博士過程の方たちが話している様子をよく目にした。しかし私自身は奨学金を受けたことがなく、あまり身近な問題として受け止めてこなかった。今まで真剣にこの問題を考えてこなかった私が参加することに自分自身がためらいを感じていた。しかし、すこしでも他大学の院生の方たちとこの問題を共有できたら、またそのきっかけになればと思い、私は参加を決意した。

今回訪れた参院議員会館も衆院議員会館も私にとっては初めて訪れる場所だった。普段、国際関係論や政治学を学んでいても、実際に政治が行われている場所、そしてそこにいる人達と会うことはなかった。政治は理論や文献だけでは語れない。この学費・奨学金問題に対してどんな認識を持っているのか、議員の方々に直接会って話をすることが楽しみでもあった。

しかし、訪れてみると、私が予想していた以上に対応は素っ気なかった。私が直接、政治家本人と会うことができたのは 1 人だけ。なかには、受付で今から行くと連絡し、本人がいるに

も関わらず、対応を断り、アンケートの冊子だけ秘書に受け取らせる議員もいた。その受け取ったアンケートには何千人もの思いが込められている。それをあっさりと断ることができるのか、私は改めて政治とはなにかを考えた。会って少しでも話することはできないのかと落胆していると、横の事務所から「山口県から来ました。〇〇です。」という声が聞こえてきた。一階のロビーで長蛇の列に並ばされることもあった。外ではデモ行進を行うことで民意を伝えようとしている人たちがいた。その日は平日である。平日にも関わらず、多くの人々が全国からこの両議員会館に詰め掛けていた。

今まで政治家たちがマニフェストを掲げて、どんなに声高らかに国民のためと言おうと、ホームページ上でどれだけ熱意を伝えようとしても、選挙で必死に叫ぶ姿を目にしても、わたしの心に響くことはなかった。しかし、寒風が吹きぬけて身を切るような寒さの中、それぞれのグループに分かれて担当議員のもとへ向かう参加者の方々の姿、外でデモを行う人たち、まだかまだかと長い列を作って、思いを伝えようとする人達、そんな姿に私は心を動かされた。これこそが政治であると思う。

連日繰り広げられる様々な要請、そこにある民意。私はまだ学費・奨学金問題の根源を見えていないかもしれない。しかしこれから先、この問題を考え、意見を発していくこと、それこそが民意であり、政治である。今回の要請行動は「参加」という大切なことを私に気づかせてくれた。

◆ 龍谷大学大学院修士課程1年

私たちは6月に前執行部から法学研究科院生協議会を引き継ぎ、研究科の抱える問題に対応してきました。そして、ようやく学内の研究科の問題を把握し始め、法院協の活動がなんとか軌道に乗り始めた頃に、全国大学院生協議会の方からお話を聞く機会がありました。全国の院生・大学院の現状や問題についての話を聞いて、大学院生を取り巻く現状が深刻であること、長期的にかつ団体で交渉しなければならない重大な問題であるとの認識を持ち、それと同時に、自分達の所属する大学院だけの問題のみに目を向けているのではなく、全国の大学院全体の問題も意識していく必要があると感じました。そこで、今回の省庁・議員要請に参加させていただくことにしました。

実際に省庁・議員要請に参加した感想として、特に二つ思うことがあったので紹介させていただきます。

まず一つ目は、議員の方々における大学院問題の認識についてです。ほとんどが秘書対応の上、入り口での短時間の対応であったということもあり、詳しくお話させていただくことは少なかったのですが、多くの方が大学院の問題の理解どころか認識も薄く、短時間で関心を持ってもらえるように話すことがいかに難しいのかを思い知りました。また、短時間しか話を聞いてもらえないからこそ余計に、継続して省庁・議員要請をしてゆくことによって多くの議員に問題の認識を持ってもらうように努めることの重要性を感じました。

二つ目は、大学院間の情報や問題認識を共有することの重要性です。事前会議や交流をした中での意見・情報交換、大学院問題についての議論によって問題認識を深め、他大学院の状況を知ることができました。そして、他大学研究科と情報交換を行い、協力して国への要請を行うことが今後研究環境を維持、改善してゆく上でさらに重要となってくるのだと、今回改めて実感しました。私たちとしても、少しでも協力させていただけたらと思います。

今回の省庁・議員要請に参加させていただいたことで、私たちは全国の大学院が抱える問題の一部を垣間見るとともに、他大学研究科の現状を知ることができ、非常に大きな収穫となりました。今後は、龍谷大学院研究科内部の問題だけでなく、大学院全体の問題も学内で共有することに努めると共に、他大学院との情報交換・問題認識の共有を積極的にはかっていきたいと思っています。

シリーズ 大学院と大学院生をめぐる現状

奨学金問題／留学生問題

1. 奨学金問題

日本学生支援機構の奨学金事業をめぐる今年度の政治情勢について三点、報告します。

①実現しなかった給付制奨学金

2011 年 9 月 30 日、文科省は来年度の予算概算要求・要望に給付制奨学金を盛り込みました。これは東日本大震災で家計が急変した大学生らへの経済支援策として検討されていたもので、公平性を考慮し、震災以外の理由で経済的に困窮している学生も対象にすることになりました。給付制奨学金は 2009 年 6 月の教育再生懇談会で文科省が提言しており、各政党や財界もその必要性を訴えていました。民主党の復興ビジョン検討チームでは、学生ではありませんが、児童・生徒を対象とした給付制奨学金の導入が検討されており、今回の文科省の要望はこうした動きを背景にしつつ東日本大震災を直接の契機にして進められたようです。

要望内容ですが、文科省は大学、短大、高専、専門学校生は月 5 万円、大学院生は月 8 万円を 2.1 万人に給付するとして、147 億円を給付制奨学金創設のための費用として要望しました。採用基準は世帯年収 300 万円以下で「高校の成績が 5 段階評価で 4.3」という現行の無利子奨学金の基準よりも厳しいものです。また、147 億円全額が政府全体で 7000 億円しか認められない「日本再生重点化措置」（重点化枠）のなかに盛り込まれており、これは要望枠であるため必ず実現するとは限りません。かなり問題のある内容ですが、大学等における給付制奨学金が概算要求に盛り込まれたのは奨学金史上初めてのことであり、その実現が期待されました。

しかし、12 月 24 日に閣議決定された予算案に給付制奨学金は盛り込まれませんでした。事前に行われた文科相と財務相の政府予算案に関する話し合いのなかで、財務相が給付制奨学金に抵抗を示したからです。代わりに所得連動型の無利子奨学金が新設されることになりました。これは世帯年収が 300 万円以下の学生に対し、卒業後の収入が年収 300 万円以上になるまでの間は返還を猶予する制度です。低所得者の返還猶予期限を撤廃した点は評価できますが、上限を 5 年と定める現行返還猶予制度との矛盾や、親の年収を基準とするために大学院生は対象にならないといった問題があります。新規の無利子採用学生等 3 万人が対象となりますが、これは予約採用の段階で基準を満たした申請者の 2 割にすぎず、採用枠が少なすぎるのも問題です。

②進む奨学金の実質的學生ローン化

給付制奨学金創設に向けた動きの裏では奨学金事業の金融化、学生ローン化がますます進んでいます。今年度の概算要求では事業予算 1 兆 1433 億円のうち有利子奨学金は 8766 億円にのぼり、その割合は 76.7%です。有利子奨学金が本格的に拡大する前の 1998 年度（事業予算 2655 億円のうち有利子奨学金 650 億円 [24%]）と比べると、無利子奨学金と有利子奨学金の割合は逆転してしまいました。もともと無利子奨学金を補完するものとして導入された有利子奨学金ですが、1999 年に橋本内閣が財政投融资の積極的な運用を目的として高額な有利子奨学金を創設して以来、拡大が続いています。閣議決定された来年度の政府予算案では事業予算 1 兆 1213 億円のうち有利子奨学金は 8496 億円で、その割合は 75%です。文科省の概算要求よりも割合は小さいですが、有利子奨学金が主要な奨学金制度となってしまう状況は変わっておらず、奨学金の実質的な学生ローン化が進んでいます。

③奨学金の金融事業化と民営化を進める政府と、それに抵抗しつつも回収強化を進める文科省

政府は、来年度の予算編成と並行して、独立行政法人の民営化、統廃合を進めようとしています。9 月 15 日、野田首相が議長にすわる内閣府・行政刷新会議は「独立行政法人改革に関する分科会」を設置し独立行政法人の見直しを始めました。日本学生支援機構は「主に金融業務を行う法人」と扱われ、廃止や民営化、大学入試センターや日本学術振興会などの文科省大学支援法人との統合の可能性が検討されています。10 月 14 日に示された中間報告では、「日本学生支援機構の奨学金事業については、金融事業としての側面に着目した抜本的な見直しと効率化を求める」と指摘され、最近まとめられた独立行政法人の整理統合案では大学関連法人の統合が盛り込まれました。日本学生支援機構は、誕生以来、職員の削減や業務の民間委託が進んでおり、奨学金利用者に丁寧な返還指導などができなくなったといった問題が生まれています。統合はそうしたことをより深刻なものにする危険性があります。

これに対して文科省は、奨学金事業は金融事業ではないこと、もともと収益が期待できず民営化は困難であること、そして関係法人は事業の趣旨が異なり統合に適さないことを主張しています。しかし、その一方で奨学金事業の安定的な運営のために債権の回収強化を促進していくともいっています。

以上の三点を踏まえると、今年度も奨学金の金融化、民営化という基本的な政治情勢は変化していないと考えられます。給付制奨学金が大きな話題になりましたが、その一方で有利子奨学金の拡大、機構の民営化の動きが進んでいるからです。それに、給付制奨学金は震災を直接の契機として出てきたものであり、今後、継続して要求が出されるのかはわかりません。

したがって、教育の機会均等に基づいた政策の実現と同時にこれ以上の金融化、民営化の阻止を運動の方針として掲げていく必要があります。その際、政府と文科省のスタンスの違いに注意を払うべきでしょう。奨学金事業の金融化、民営化を進めようとする政府に対して、文科省は奨学金事業を金融事業ではなく、民営化には向かないと考えています。どういう理由によってそうした主張がなされているのかはわかりませんが、要求としては文科省とわれわれの考えは一致している可能性があります。文科省を後押しし政府の対応を変えていく運動が考えられます。

ただし、文科省は奨学金事業の安定的な運営のために有利子奨学金や回収強化を積極的に捉えています。この点はわれわれの要求と一致していません。文科省のこうした対応の背景には政府からの予算削減要求があると考えられ、われわれとしては予算のよりいっそうの拡大を求める運動を強めていく必要があります。

(一橋大学大学院)

2. 留学生問題

2011 年 5 月 1 日の時点で大学院生留学生在籍者数は 39,749 人であり、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校（専門課程）及び大学に入学するための準備教育課程を設置する教育施設に在籍する留学生も合わせると、138,075 人に上ります。留学生は年々増加傾向にあり、大学院生留学生は前年度に比べて 652 人（1.7%）増加しました（日本学生支援機構平成 23 年度外国人留学生在籍状況調査結果）。この背景には 1983 年の「留学生受け入れ 10 万人計画」を基にした、2008 年の「留学生 30 万人計画」が存在します。「留学生 30 万人計画」は「日本を世界により開かれた国とし、アジア、世界との間のヒト、モノ、カネ、情報の流れを拡大する」グローバル戦略展開の一環として、2020 年を目途に留学生受入れ 30 万人を目指すものです。このような文部科学省指導の政策のもとで留学生が増加してきたにも関わらず、国からの留学生に対する支援は充実しているとは言えないのが現状です。全院協でこれまで取り組んできた留学生問題は、主に私費留学生を検討対象としてきました。留学生院生の留学形態比は、国費

留学生 24.5%、私費留学生 73.5%、政府派遣生 2.0%となっており（2008 年中央教育審議会留学生特別委員会第 6 回資料）、その殆どを私費留学生が占めますが、国から経済支援を受ける国費留学生と比較すると様々な格差が生じています。ここでは主に私費留学生の抱える問題の中でも、経済問題と住居問題について取り上げたいと思います。

まず経済問題ですが、授業料全額免除に加えて国から月 15 万円が支給される国費留学生と比較して、私費留学生には月額 6.5 万円が 1 年間給付される私費外国人留学生学習奨励費給付制度とわずかな授業料免除措置があるのみです。学習奨励費給付者は 12,698 名と私費留学生全体の 11.9%にとどまっており（2008 年中央教育審議会留学生特別委員会第 6 回資料）、2010 年度行政刷新会議において仕分け対象となった結果、事業の成果検証を厳しく求めるとの評価がなされました。また授業料減免措置についても、申請をおこなった私費留学生のうち、4 人に 1 人以上（28.4%）が減免措置とならない状況が生じており、全額免除を受けられた者は、申請者の 2.7%に過ぎないことがわかりました（2011 年度全院協大学院生経済実態アンケート）。

このような僅かばかりの経済支援の中で奨学金受給は必要不可欠ですが、必ずしも留学生全員に奨学金が行き渡っているわけではなく、留学生全体の 63.8%しか奨学金を受給できていません（平成 21 年度私費外国人留学生生活実態調査概要）。異常な高学費や高物価という日本特有の環境で、私費留学生はアルバイトで学費・生活費を稼ぐしか選択肢がない状況が見受けられます。アルバイト時間を国内院生と比較してみても、国内院生の 43.6%はアルバイト時間が 10 時間未満であり、20 時間以上アルバイトに従事している者は 20.9%である一方で、私費留学生はアルバイト時間が 10 時間未満で済んでいる者は 17.9%にすぎず、20 時間以上と答えた者も 34.0%に上ります。そしてこのような収入の不足が研究に支障を与えていると答えた私費留学生は 90.3%を占めました（2011 年度全院協大学院生経済実態アンケート）。

第二に、住居問題が挙げられます。学校や公益法人が設置する公的宿舎に入居している留学生は全体の 20.5%に過ぎず、残りは民間宿舎、アパートに住んでいます（平成 23 年度外国人留学生在籍状況調査結果）。2010 年に「留学生借り上げ宿舎支援事業」が施行され、民間宿舎を借り上げ留学生に宿舎を提供している大学に対し、単身用については一戸につき 80,000 円、世帯用については 130,000 円の支援金を交付する制度ができましたが、該当する民間宿舎等に同一の留学生を入居させることができる期間は 1 年未満に過ぎません。また、公的宿舎の一つであった国際交流会館は事業仕分けにより、平成 23 年度末までに廃止が決定され、地方公共団体及び日本の国立、公立又は私立大学を運営する法人に対して売却されることになりました。

留学生の在籍者数は増加し続けているにも関わらず、留学生の置かれている状況は年々困難を極めています。特に私費留学生の経済問題、住居問題に対する国からの支援が早急に実現される必要があります。

（中央大学大学院）

全院協の支援カンパにご協力いただき、ありがとうございました！

大学院改革にともなう自治組織の弱体化によって、全院協はこの間慢性的な財政難に陥っております。

各大学における自治組織の再建に取り組むとともに、全院協の活動を維持するために昨年夏に先達の皆さまからのご支援をお願いいたしましたところ、多くの方から励ましのお言葉とカンパをいただきました。ご支援くださいました皆さまに、この場を借りて深く御礼申し上げます。ありがとうございました。

今後も、大学院生の研究環境改善と社会的地位の確立およびそれによる社会貢献を目指し、全院協の担うべき役割を追求し精進してまいります。今後とも、ご支援ご助力のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。

院生自治会・院協活動紹介

北海道大学大学院教育学院研究科教育学院院生協議会

1. 教育学院研究科/教育学院における院生協議会

北海道大学には現在院生協議会は教育学院にしかなく、北海道大学大学院院生協議会、すなわち教育学院研究科/教育学院院生協議会となっている（以下、院生協議会とは教育学院研究科/教育学院院生協議会のことを指す）。院生協議会は総務班、生活班、経済班、全学班、部屋班、情報班、教務班、多元班の計 8 班より構成されている。在籍する院生全員が院生協議会に参加しているが、各班の代表並びに構成員は主に修士課程、博士課程の 1 年次に属するものが務め、年度ごとに新たに入学してくる修士課程、博士課程の人たちへ引き継がれている。

2. 各班の活動について

(1) 総務班

総務班は院生協議会の全体運営、ならびに大学側との交渉の窓口を務める。具体的には教授会で議論された内容の公開を求めることや、院生の抱える問題についての申し入れなどを行っている。教員側との窓口、特に教務委員会との窓口となっており、今年度はこれまで以上に教員－学生間の情報交換をより密にできるよう教員側との話し合いを重ねていくことを主な運営目標としている。

(2) 生活班

生活班は院生の研究活動上必要となる物品や図書の整備を中心に、院生の研究生生活の維持、改善を主な活動としている。今年度は院生側からの要望が多い学部・学院付属の図書館利用に関して大学側と協議を行っている。具体的には貸出期間の問題や開館、閉館の時間の問題などを検討している。

(3) 経済班

経済班は院生協議会の活動に必要な会計業務を担う。具体的には院協費の徴収や毎年行われる新入生歓迎会に関わる金銭の管理などを行っている。今後は昨今の経済状況を受け、院生の研究活動の維持、改善に関わる金銭的問題に対する議論を大学側と行っていく。

(4) 全学班

全学班は北海道大学院生協議会の代表とし全国院生協議会との連携を取っていくことを主な活動としている。だが北海道という地理的状況などからこれまで全国院生協議会の活動に参加できていたとは言い難いのが現状である。今後は全学班だけでなく、各班と協力し、可能な限り全国院生協議会の活動に参加し各大学との関係性を強化しよりよい院生生活に貢献できるようにしていく。

(5) 部屋班

北海道大学大学院教育学研究科/教育学院では教育学院内に院生のための部屋が割り当てられており、部屋班は各部屋の管理、改善を行っていく。具体的には新入生に対する各院生部屋への振り分けや移動希望者への対応や各部屋の使用状況の把握、改善を行っている。近年、院生研究室の数に対し、院生の数が上回り各部屋が飽和状態となっていること、研究生に対する部屋の割り振りなどの問題が生じており、大学側と議論を行い、部屋数の増加などを含む改善策を検討していく。



(6) 情報班

情報班は主に院生内でのメーリングリストの管理を行い、院生間の情報交換の手段を保持することを担当している。現在、新入生や留学生に対するメーリングリスト加入情報の不徹底や卒業後の解約手続きの不備がここ数年続いているため、加入情報、解約手続きの徹底を今後続けていく予定である。

(7) 教務班

教務班は学院内外を問わず、優れた研究者や実践者を招聘し研究会などを開催し、院生の研究活動の発展を行っている。北海道という地理的条件から他大学院との交流がとりにくい状況にあり、院生の研究活動発展のために、外部からの招聘による研究会などの開催の回数を増やしていけるよう大学側と協議している。

(8) 多元班

多元班は本年度から創設された班である。北海道大学大学院教育学研究科/教育学院には多元文化課程があるが、多くの院生が使用している研究室とは別の多元文化独自の院生研究室があり、これまで院生協議会と多元文化課程との関わりが希薄であったために、今年度から多元班を創設し、多元班を介し院生協議会との結びつきを構築していくよう努めている。

3. 教育学院研究科/教育学院における院生協議会のこれからの活動に関して

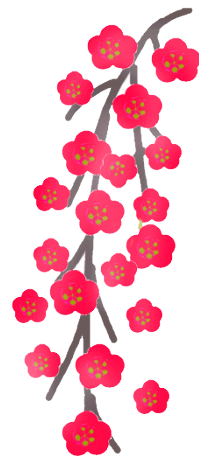
院生協議会としては各班の活動の維持、改善はもちろんのこと、院生協議会のない北海道大学内の他の大学院との情報交換を含む関係の構築、全国院生協議会の活動に参加し各大学との関係性を強化していくことを今後の重要な活動として位置づけている。

首都大学東京大学院（人文科学研究科）

首都大学東京大学院の人文科学研究科は 4 専攻、17 教室から成る研究科である。日々の教育研究は 17 教室を基本とし、他教室の院生と日常的なかかわりをもつ機会はほとんどない。東京都立大学時代には研究科内を横断する人文・社会系院生自治会が存在していたが、現在は維持されておらず、報告者の在籍する教育学教室では教室内の自治を主とする院生会活動が継続されている。

本誌でもこれまで何度か紹介しているが、まず研究科内の院生に共通する要求として上るのが研究環境、とりわけ物理的スペースの問題である。教室ごとに多少の差異はあるが、教育学では、院生室が 1 室（約 12 m²）と学部生・院生共用の勉強部屋が 1 室（同）あるのみである。そこにあるパソコン 5 台、勉強用長机 4 台を約 30 名の在籍院生で共有している状態のため、個人の研究資料等を置くスペースはほとんどない。そのため、院生の大半は自宅を拠点に研究活動をおこなっており、必然的に院生同士が大学で顔を合わせ交流する機会が減少し、院生の分断状況が生じている。こうした状況の中、院生の自治活動は各教室によって大きく状況が異なっており、院生会が存在しないところも多くなっている。

一方、教育学ではこれまでの蓄積によって一定自治機能が維持されている。教育学の院生会活動の柱の一つとしては、三者懇と呼ばれる懇談会が挙げられる。教員・院生・学部生の三者が集い、教育学研究室内の運営について協議する場であり、半期に一度開催されている。パソコン等の備品請求の他、院生・学部生側から希望を出し非常勤講師を招聘するなどのことがおこなわれている。



また、三者懇は「公的」な交渉の場として位置付くものだが、教員・院生間の日常的な意見交流の文化もまた、古くから息づいている。現在、院生への経済的支援制度を一新しようとする動きが大学側でみられているが、それらの情報も教員との日常的な関係のなかで院生側に伝えられたものである。現在、教育学教室を超えて研究科内でつながりをつくり、制度への要求をおこなっていけないか、奔走中である。今回の件で他教室との連携を図りながら、研究科内を横断する自治組織再建に向けた道を探っていきたい。



名古屋大学大学院院生協議会

名古屋大学大学院生協議会（以下、名院協）は、現在教育発達科学研究科に所属する博士課程在籍者 4 名の事務局メンバーで活動している。全院協との関連活動を除くと、名院協の主な活動は毎月の四者会見、年 1 回の総長交渉、平和憲章委員会としての活動である。

○四者会見

四者会見とは、全学会、教職員組合、過半数代表、そして名院協の四者が、大学の運営・経営について総長より直接に報告を受けるものである。四者から各 1 名が参加している。

報告の内容は、大学の教育・研究活動についての取り組みや、学内規定等の改訂についての報告、大学の財政状況、大学評価の結果など学内についてのもの、近隣大学との連携や協定、海外の大学との連携の取り組みなど大学間についてのもの、また大学に関する政治情勢及び政策動向などについてもここで報告される。

大きなものでなければここで総長に直接要望を伝えることもできるため、月に一度の貴重な機会となっている。ここでの報告内容は、必要に応じて ML 等で大学院生に伝えている。

○総長交渉

総長交渉は、大学院生の要望を直接総長に伝え、その実現を図る機会として、年 1 回の開催が予定されている。実際の流れは、こちらの要望について事務職員が可能なかぎりで応答し、こちらの要望をブラッシュアップした後に、総長との直接の交渉に移ることになっている。

総長交渉は名院協としても貴重な機会であるが、残念ながら名院協事務局員の高学年化とそれに伴う多忙により、昨年度は要望書の提出がかなわなかった。今年度も現時点で未提出であるが、提出できるよう努力したい。

○平和憲章委員会としての活動

名古屋大学では 1987 年 2 月 5 日に名古屋大学平和憲章が制定されている。これは「再び戦争に加担する教育と研究を行わない」ことを全構成員の過半数を超える賛同署名を得て制定されたものである（平和憲章 web サイト：<http://www.geocities.jp/heiwakensyou2006/>）。その後、ここで誓ったことを実現するためにつくられた平和憲章委員会の構成組織として名院協も活動している。この平和憲章委員会活動を通して、平和の構築を目指した学問研究のあり方を学び、それを伝える役割を果たしている。

ここでの具体的な取り組みは 6 月にある名大祭での展示及び講演会企画や、2 月の平和憲章制定日における記念行事の企画運営である。来年は 25 周年を迎える節目の年としての企画を用意しており、現在準備作業を進めている。

また、学内における各種活動（原発問題に関しての講演会企画・映画上映企画など）の援助や後援なども本委員会を通じて行っている。

現在の名院協の主な活動は以上の通りである。

前述の通り、現在名院協は 4 名の事務局員の全員が博士課程に在籍しており、その活動もやや停滞気味と言わざるを得ない。これまでも、他研究科との連携を試みたり、他団体の活動との連携により規模の拡大を目指したりしてきたが、必ずしも良い結果を伴っていない。今後の活動においては、新しい事務局員を増やし、名院協そのものを存続させること、そしてその必要性を広く伝えていくことだと考えている。

日本福祉大学大学院自治会

1. はじめに

日本福祉大学大学院には、現在、修士課程に 3 つの研究科（社会福祉学研究科・医療・福祉マネジメント科・国際社会開発研究科）、博士課程に福祉社会開発研究科が置かれ、283 人の大学院生が研究生生活を送っている。そのなかで院生自治会が存在するのは、社会福祉学研究科社会福祉学専攻（修士課程）と福祉社会開発研究科社会福祉学専攻（博士課程）のみである。私たちは、院生の研究環境に関する問題を大学側に要望したり、他大学の学生自治会と協力し、国に要望を出す活動を行ったり、院生と大学・教員、他自治会組織、学内学会などの研究組織との交流を行っている。

2. 主な活動内容

自治会活動として、全院協の活動以外にも以下の様な活動を行っている。

1) 院生自治会定例会の開催

定例会は、規則に従って開催し、できる限り多くの自治会員を交えて行っている。

2) 懇談会

年 2 回（前期と後期に 1 回ずつ）行っている。大学院生が研究を進めていく上での問題や大学側への要望を大学及び教員側に要望書として提出し、懇談会にて回答をいただき、研究環境の向上に努めている。

3) 日本福祉大学社会福祉学会（学内学会）

日本福祉大学社会福祉学会（通称：学内学会）は、日本福祉大学の卒業生、学生、大学院生、教職員等で構成する、社会福祉の研究や実践の交流を進める自主的な研究団体である。「研究と実践、大学と現場を結びながら、時代の動きと社会福祉の実現、国民生活の実態、要求を見極め、真に国民のための社会福祉研究、実践の方向を切り開いていくこと」を目的としている。年 1 回の研究大会と学会誌『福祉研究』の発行、各種イベント活動を行っている。

院生自治会は、毎月開催される、学内学会運営委員会に参加、学会やその他のイベントの企画運営に参加している。

4) 全学協議会

全学協議会とは、日本福祉大学の自治組織（各学部自治会、大学運営協議会、教職員組合、大学生協、職員組合など）の担当者が集まり、日本福祉大学の大学像やキャンパスライフイメージを創造し、大学全体に提案・発案していく役割を持つ組織である。各組織が把握した課題や問題を全学協議会の組織全体で共有し、ともに解決方法を検討するプロセスを含みながら、大学像やキャンパスライフイメージを創造している。

- ・全学協議会（月 1 回程度）への参加
- ・年 1 回の日本福祉大学長期計画フォーラムへ、実行委員として参加



5) 公費助成推進活動

「東海推進協主催私大助成中央要請行動」、「日本私大協連主催私大女性中央請願行動」、署名活動等に参加している。

6) 東日本大震災に対する取り組み

東日本大震災後への取り組みとして、実行委員を立ち上げ、院生自治会としての支援の方策について検討を進めてきた。また、7 月には大学自治会と協力し、実際に被災地へ行った方の報告を交えた勉強会も行った。今後もその活動を持続させ、院生自治会としてできることを考えていきたい。

3. おわりに

以上が日本福祉大学大学院自治会の主な活動内容である。中部地域であることから、なかなか全院協の活動に参加できないのが現状であるが、今後はもっと積極的に活動を行い、他大学院との交流を深めていきたいと思っている。そのことにより、刺激を受け、現在抱えている課題の解決策を見いだせればと思っている。

龍谷大学院生協議会

はじめに

龍谷大学院生協議会(以下、龍院協と省略)は 1983 年頃、法学、文学、経済、経営の四研究科自治会からなる全学の協議会として発足いたしました。以来、学費、カリキュラム、大学経営の適正化、施設設備の改善・充実など院生の研究環境にかかわる問題について大学当局との交渉窓口として、幅広い活動を行ってまいりました。

しかし、90 年代後半から 2000 年代にかけて、二度の活動休止状態に陥るなど、ここ数年は事実上、全学規模の院協としての機能を喪失した状態にありました。

そんな中、昨年度、龍院協前議長に対し全院協執行部より働きかけがあったことを受け、全大学院生協議会との交流が復活。本年度より全学自治組織としての龍院協再建にむけて取り組みを開始いたしました。

1. 龍谷大学院生協議会の現状

現在、龍谷大学院生協議会は法学、経済、経営、政策学、文学、理工学、国際文化学、社会学の八研究科自治会で構成されています。

各研究科の代表で構成される龍院協は具体的自治活動の基盤を各研究科(専攻単位)の院生協議会にゆだねています。しかし、各研究科院協の活動状況は様々であり、すでに代議員を出していない交流がない研究科(専攻)も存在しており、全学代表としての体制は万全とは言えない状況です。

そこで、本年度の課題といたしましてまず、代議員会の定期開催およびここ数年おかれていなかった執行部の再建に着手いたしました。執行部につきましては昨年 10 月に役員選出を終え、年始から予算編成や要望書の回答を受けての当局との交渉に向けて始動させていく予定です。これまでの活動経験が全く継承されておらず、文字通り手探りのスタートとなりますが、後述するように様々な問題を抱えている現状で待ったなしの活動が求められています。

2. 主な活動

龍院協では毎年 7 月上旬に大学当局に対して要望書の提出を行っています。内容は代議員を出している全研究科の院協がそれぞれに持ち寄った要望の中から全学に関係するものや予算規



模の大きいものをまとめたものです。

これまでに実現してきた要望としては研究室の利用時間延長や研究室の増室、研究補助費の増額などがあります。

本年度挙がった主な要望には経済支援目的の給付制奨学金の創設、図書館の開館時間の延長、新設研究科(政策学)の研究環境改善、不透明なコース運営による院生会費の不徴収問題の解消などがあります。

中でも大きいのが、院生会費の問題です。

龍谷大学では、以前から院生会費の徴収を学校側に委託し、龍院協がこれを出金して各研究科に人数に応じて配分する方式をとっています。

しかし、今回、一部院生の会費が学費免除の際に一緒に免除されていたことが判明しました。学費免除対象となる院生は、大学が 2003 年から運営を行ってきた特別コースの社会人院生でかつ大学の協定先から入学した者に限られています。

これまで、対象となる院生の在籍人数が少なかったことや院生本人が支払わずとも支援機構等が建替で支払うケースがあったため問題が表面化してこなかったようですが、今年度より新設された政策学研究科では当該免除対象院生が在籍者数の半分を占めていたため、会員実数から想定される額に対して今年度の予算が半減するという事態が発生してしまい、把握されないままに院生会費が勝手に免除されていた実態が明るみにでたものです。

これをうけて龍院協では今年度要望書の提出前に、当局に院生会費が免除の項目に含められた経緯等についての調査を実施するよう申し入れました。ところが、要望書提出直後の当局側の略式回答では事情を把握している担当者がおらず経緯は不明、とのことでした。

自治活動を支える財源となる院生会費の徴収は院生の自治権にかかわる重要なものであり、当局の回答は到底納得できるものではありません。龍院協は要望書において再度調査を行うこと、この問題についての協議の場を設けることを当局に要望しました。

2011 年度要望書の回答は 1 月を予定しています。院生の研究環境の向上に向けて、龍谷大学院生協議会は本年も積極的な姿勢で活動に臨んでいます。

Coffee Break

研究紹介

私が専攻しているのは 16-17 世紀ヨーロッパの科学史です。科学史といっても、当時は現在のような意味での科学は存在せず、むしろ自然に関する学問は哲学の一部として扱われていました。私はこれまで、フランシス・ベーコンの物質理論に焦点を当てて研究を行ってきました。当時は、アリストテレス主義やパラケルスス主義、復興し始めていた古代の原子論（事物の分割の最小単位としての原子を措定する理論）など多様な知的伝統が共存する状況にありました。私は、ベーコンの理論の内容を明らかにし、また彼の理論がどのようにこれらの諸伝統に影響を受けていたのかという問題を検討してきました。

さて、ここではそうした科学史の研究を行うことの意味について少し考えてみたいと思います。東日本大震災と、それに伴う福島第一原子力発電所の事故は、私たちに科学の意味を考えさせるきっかけになりました。科学的知見を十分に活かした津波対策がとられていたのか？大きなリスクを抱える原子力発電が国家の膨大な経済的援助を受けながら推進され続けるという事態がいかんして起こったのか？科学についてのメタ理論である科学史を研究している私にとっても、これらの問題は避けては通れないもので



す。科学について学んでいる者として、それらの問題に対して何らかの発言を期待されることは、当然予想される事態だからです。実際、ここで問題になっている内容、たとえば科学・技術にともなうリスクや科学と社会、国家の関係は、科学史上の重要なテーマでもあります。

しかし一方で、17 世紀の自然哲学についての歴史的検討は、現代の科学をめぐる問題に対する直接的な答えを与えてくれるわけではありません。科学や技術の内容そのもの、さらに社会的コンテキストや科学と国家の関係の複雑さが歴史的に大きく変化し続けていることを考慮するならば、歴史上の問題としてそれらを考察し、何らかの知見を得たからといって、それをそのまま現代の問題解決のために利用することはできないはずです（このようなジレンマは、科学史に限らず歴史学一般が抱えているものだと言えるでしょう）。

では科学史はどのような社会的意味を持ちうるのか。「短絡的な思考や行動以外は意味がない」という立場にたつなら、学問はすべてナンセンスであり、科学史もまたナンセンスな学問の一つでしかない。しかし、私たちは、学問はたしかに迂遠であるが、その迂遠さは、それが根源的でありうるためには避けることができないものだと考えるのである。」科学史家・広重徹がこう述べたように、科学史は科学について迂遠だけでも不可欠の視点を提供するものであるのかもしれませんが。しかしそうだとするならば、まさにその迂遠さの内容こそ、私たちが考えなければならないことなのではないでしょうか。

研究の社会的な意義がわかりにくい分野であればあるほど、その分野の研究者は自らの研究の意義を真剣に考えなければならないと思います。成果が自明であるような研究だけが学問ではないし、成果が見えにくいような研究こそ社会の教養や長期的な知的発展の土台を形作っている、ということと言えるかもしれません。しかし、そのような一般的な意見を述べることで満足して思考停止するのではなく、より積極的に自分の個別的な研究の意義を擁護する必要があると（少なくとも私は）思います。それは単なる競争的資金をいかにして得るか、大学教員の公募に際してどう自らをアピールするかといったテクニカルな問題ではなく、自らの生き方をどのように肯定し、社会の中に位置づけていくかという、一人の人間の本質に関わる問題だと思います。

私は、研究能力の不足や議論の行き詰まり、アルバイト等による研究時間の不足といった問題に加えて、この問題、つまり自分がこの分野で研究者を目指すことの人生と社会における意味という問題にしばしば悩まされてきたように思います。そしてそれにもかかわらず、この問題に明確な答えを出せないままです。しかし、すぐには答えを出せるわけではないこの問題について考えてしばしば立ち止まることがきっと自分の研究者としての、また人間としての人生の意味を豊かにしてくれると考え、これからもこの問題に真摯に向き合いながら研究を進めていきたいと思います。

（東京大学大学院）

全院協運動と「院生規定」

はじめに

全院協（全国大学院生協議会）運動の歴史を振り返ったとき、1980 年代は極めて重要な位置を占めている。例えば近年、全院協自身がまとめた『第 63 回全国代表者会議決議』（2008 年 3 月）では、1960 年代後半～80 年半ばを「統一要求署名運動の発展」の時期、1980 年代後半～90 年半ばを「署名活動の後退と組織率の低下」の時期と位置付けられている。つまり 80 年代半ばを境に運動は衰退に向かい、様々な模索はなされながらも、その傾向は基本的には現在まで続いているという認識である。

ところで 80 年代は、当時の全院協においても院生運動の「停滞」というかたちで認識されていた。佐藤広美「院生運動の歴史と現状」（『日本の科学者』1984 年 4 月号）は、当時の全

院協議長を務めていた佐藤広美（東京都立大学大学院・物理学）が、院生運動の主体形成における個人的契機を探ることを伏線におきながら、院生運動の現状と歴史について所見を述べようとしていた論文である。なかでも佐藤が注目していたのが、「院生規定」と呼ばれる全院協の院生像であった。それは「院生運動は院生の状況の内部変化に即応した新しい包括的な運動のあり方が構想されなければならない」からであり、80 年代における院生運動の主体形成の困難を痛感していたからである。

本稿では、この佐藤論文を手がかりに、「院生規定」をめぐる 80 年代にいたる院生運動のあゆみを簡単に紹介しておきたい。

【「院生規定」の確立】

「院生規定」とは、1960 年代に確立した「養成されつつあると同時に研究者」であるという、戦後の大学院の民主的な性格を積極的に受け継ぎ、自由に研究することを期待した、全院協による「新しい型の研究者」規定である。1963 年 9 月全代（全国代表者会議）で「大学院生は『単なる学生』ではなく、広い意味の研究者であること」が確認され、66 年の全国理事会は「大学院は研究者養成機関でありかつ研究機関である。そしてそれ故にわれわれ院生は修士課程・博士課程を問わず研究者である」と考える。しかし大学院が右のような新しい性格の機関であるが故に院生も新しい型の研究者（養成されつつある研究者）である」との見解を表明し、「院生規定」は確立されていく。

佐藤はここで今日特に注目しておきたいこととして、「研究者の社会的責任」の自覚という問題が、上記の議論と関わって提起されていた点をあげている。全院協は 65 年 3 月全代において、研究者の社会的責任を強調するとともに、①大学院生の研究と生活を守る課題、②日本の科学研究を守り発展させる課題（いわゆる研究創造活動）、③全人民的課題（のちに平和と民主主義擁護をめぐる国民的課題）という「三本柱」の運動を定式化する。この「研究者の社会的責任」の導入により豊富化された「院生規定」は、60 年代院生運動の理念的基礎としての役割を果たし、統一要求／基本要求運動として飛躍的な発展をみせるのである。

【「院生規定」と院生実態との乖離】

1960 年代の院生運動に大きな影響を与えた「院生規定」であったが、70 年代になると大学院の「多様化」現象（理工系・修士課程のみの大学院・私立大学大学院の増大）により、再考を迫られるようになる。大学院生の急増に合わせて、私立大学大学院の運動が広がりを見せる一方、大学院生の研究要求の多様化が進行し、従来の「院生規定」の不適合性が顕著になっていくのである。

73 年 3 月集会においては、従来の「院生規定」は「主として大規模大学院の現実をふまえたものであり、大学院を狭い意味での研究者＝教授者養成機関として観念されていた」とし、「不漸に大学院生の全体がおかれた現実を明らかにし、より豊富な総括的なものに（院生規定を）していく必要がある」と反省がなされるようになる。その後の論議は、大学院における教育機能と職業人としての科学観の検討を重視する点に特徴をもち、「院生規定」に固執するよりは、むしろ取り組みの遅れている修士課程・私大・女子院生の要求の汲み上げこそ必要であるとの方向に進んでいく。運動がまだ院生の多様な要求に応えきれておらず、そのためには全ての院生の基本的要求である研究力量を身に付けたいという成長の要求を運動の基本にすえるという、研究創造活動に重点をおく院生運動が模索されはじめる。そして 76 年 3 月集会では、研究創造活動と要求運動は、まさに「車の両輪」として位置づけられねばならないとされるのである。

おわりに

大学院生の研究者としての側面を強調し、「研究者の社会的責任」を前面に出した「院生規定」は、1960 年代の院生運動の理念的基礎として大きな影響を与えた。しかし 70 年代の大学院「多

様化」現象のなかで、この規定は院生実態との乖離が進んでいく。全院協は院生の幅広い要求を汲み上げることを目指して、これまでの要求運動一本から、研究創造活動にも目配りした多様な運動の展開を開始することとなる。72 年の 6,000 筆（春）から出発した全国統一要求署名は、76 年（秋）には 8,000 筆に達し、その後も 6,000 筆以上の署名数を維持することができた。しかし 80 年代になるとこの新たな運動も「停滞」を見せるようになる。

この「停滞」の原因の 1 つは、佐藤によれば「院生規定」改定が回避された点にあった。確かに 70 年代に入ると全院協は、院生実態の変化に合わせて多様な運動を展開してきた。しかしそれはあくまで、従来の「院生規定」に固執しないことで、院生像の再構築を棚上げしてなされた運動であった。佐藤の問題意識は、この「院生規定」を刷新し、狭義の研究者養成機関から、高度職業人を輩出する教育機関へ移行しつつある大学院の新たな院生像（主体像）をとらえようとする点にあった。佐藤の問題意識が、その後の院生運動に継承されてきたかどうかは不明だが、80 年後半になると署名数は激減し、87 年 2,000 筆、88 年 4,000 筆、89 年 4,025 筆と、その後も 5,000 筆を上回ることはなくなる。

現在においては、大学院の「多様化」はより一層顕著になっており、佐藤が主張した「院生規定」の再構築は、ますますその重要性が高まっている。2011 年の中央大学経済学研究科の再加盟など、今日の新たな運動の広がり背景を、より長期的な視点から探っていく必要があるといえるだろう。

（関西学院大学大学院）

3. 10 全国代表者会議のご案内



2011 年度も残すところわずかとなりました。今年度の全院協活動の総括をおこなう全国代表者会議を、3 月 10 日（土）に開催いたします。各理事校、加盟校の皆様およびオブザーバー校の方々にご参加いただき、本年度の活動を振り返るとともに、来期に向けた新体制の議論もおこないます。ご多忙かと存じますが、是非、ご参加くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

＊詳細は理事校 ML 等で追ってご連絡いたします。

- 日時：2012 年 3 月 10 日（土）13：00～@一橋大学
- 課題：今年度の活動総括、来年度の新体制について



編集後記

今号では、昨年 12 月 1 日におこないました、省庁・議員要請、政党要請について特集しています。全国から要請に参加されたみなさま、そして各省庁・政党の答弁を文字に起こしてくださったみなさま、要請の記録を綴り、感想をお寄せくださったみなさまに、この場を借りて心から感謝申し上げます。また、今号の院生自治会・院協紹介では、北は北海道大学大学院から、西は龍谷大学大学院まで、多くの取り組み報告が寄せられました。2011 年度最終号になります全院協ニュースが、このように多くの全国の大学院生のみなさまによって支えられ、無事発行できることを、本当に嬉しく思っています。大学院と大学院生を取り巻く情勢は厳しさを増していますけれども、要請行動をとおして、「参加」することの意味、わたしたち一人ひとりが主権者であり、大学院と大学院生をめぐる問題解決の重要な担い手であること、そしてわたしたちは独りではなく、全国に仲間がいるということを実感された、今号に寄せられたたくさんの声、そのものが運動の成果をしめしているように思います。全国代表者会議でみなさまにまたお会いできることを、心待ちにしております。（事務局広報）